

議 事 日 程

令和 7 年第 3 回浜中町議会定例会

令和 7 年 9 月 3 日午前 1 0 時開議

日 程	議 案 番 号	議 件
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員会報告
日程第 3		会期の決定
日程第 4		諸般報告
日程第 5		行政報告
日程第 6	選挙第 1 号	釧路公立大学事務組合議会議員の選挙について
日程第 7	発議案第 2 号	国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出について
日程第 8	報告第 6 号	専決処分の報告について
日程第 9		一般質問
日程第 1 0	議案第 5 9 号	浜中町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 1	議案第 6 0 号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 2	議案第 6 1 号	浜中町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 3	議案第 6 2 号	児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第 1 4	議案第 6 3 号	浜中町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 5	議案第 6 4 号	浜中町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 1 6	議案第 6 5 号	北海道市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について
日程第 1 7	議案第 6 6 号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について
日程第 1 8	議案第 6 7 号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更に関する協議について
日程第 1 9	議案第 6 8 号	財産の取得について
日程第 2 0	議案第 6 9 号	財産の取得について
日程第 2 1	議案第 7 0 号	新たに生じた土地の確認について
日程第 2 2	議案第 7 1 号	町の区域の変更について
日程第 2 3	議案第 7 2 号	令和 7 年度浜中町一般会計補正予算（第 5 号）

(開会 午前 10 時 00 分)

開 議 宣 告

○議長（落合俊雄君） これから本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（落合俊雄君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって、6 番田甫哲朗議員及び 7 番渡部貴士議員を指名します。

日程第 2 議会運営委員会報告

○議長（落合俊雄君） 日程第 2、議会運営委員会報告をします。

本件につきましては、議会運営委員会から本定例会の議事運営について報告書の提出がありました。

委員長より報告を求めます。

1 番三上浅雄議員。

○1 番（三上浅雄君）（登壇） 議会運営委員会委員長報告を行います。

令和 7 年第 3 回定例会の開催に向け、過日、議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果についてご報告を申し上げます。

委員会は 8 月 27 日に開催いたしました。

お手元に配付の本委員会報告書に記載した内容のうち、主な事項について報告をいたします。

本定例会に上程された議案等ではありますが、報告書に記載のとおりであります。また、議事の日程についても各議席に配付したとおりです。

一般質問は、議長に対して 4 人の議員から 6 件の通告がありました。

発言の順序については通告順によるものとし、時間制限 60 分以内の一問一答方式で行います。

次に、議案等の取扱いについては、人事案件は 1 件であります。

議案第 79 号は、提案理由説明の後、質疑、討論を省略して、直ちに無記名投票により採決をいたします。

認定第 1 号から第 7 号は、令和 6 年度一般会計のほか、各会計決算等の認定であります。

いずれも関連があることから、一括して提案理由の説明が行われます。

本件については、8 人の委員による決算審査特別委員会を設置し、同委員会に審査の付

託の上、閉会中の継続審査といたします。

なお、委員の選任については、議長においてこれを指名いたします。

その他の議案等に関しては、所定の方法により、それぞれ審議を行います。

選挙ですが、釧路公立大学事務組合議会議員の欠員に伴う選挙を行います。

選挙方法は所定の方法により行います。

発議案は、本定例会へ1件上程されております。

発議案につきましては、関係する議員連盟による提案で、発議案朗読の後、趣旨説明、質疑、討論を省略して、簡易表決により採決いたします。

以上、議事運営に関する主な事項について、その概略を申し上げましたが、通告のありました一般質問並びに上程された議案等の件数及びその内容を勘案し、委員会において慎重なる協議を重ねた結果、本定例会の会期につきましては本日から4日までの2日間と決定いたしました。

つきましては、本定例会の議事運営について、議員各位の特段なるご協力を賜りますよう、ここをお願いを申し上げまして、議会運営委員会報告といたします。（降壇）

○議長（落合俊雄君） お諮りします。

本件は委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告に対する質疑を省略することに決定しました。

これで報告を終わります。

日程第3 会期の決定

○議長（落合俊雄君） 日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員会報告のとおり、本日から4日までの2日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から4日までの2日間と決定しました。

日程第4 諸般報告

○議長（落合俊雄君） 日程第4、諸般報告をします。

まず、本定例会に付された案件はお手元に配付のとおりであります。
次に、今議会までの議会関係・諸会議等については記載のとおりです。
これで諸般の報告を終わります。

日程第 5 行政報告

○議長（落合俊雄君） 日程第 5、行政報告を行います。

町長。

○町長（齊藤清隆君） 本日は、第 3 回浜中町議会定例会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

さきの議会から本日までの主なる行政報告を申し上げます。

7 月 1 5 日、保護司の熊谷唯志氏が瑞宝双光賞を受賞し、役場で叙勲伝達式が行われ、釧路保護観察所長より勲章と勲記が授与されました。

熊谷氏は、平成 9 年 4 月に保護司として委嘱されて以来、これまでに厚岸地区保護司会会長や理事を歴任されるなど、社会を明るくする運動の推進、犯罪や非行防止に関する多大なご尽力が功績として認められましての受賞となりました。

このたびの受賞、誠にありがとうございます。

7 月 2 2 日、浜中町公式観光キャラクターきりたんのオリジナルソング完成に係る報道発表を行いました。

霧多布岬に生息する野生のラッコをモチーフとして令和 5 年に誕生した本町の公式観光キャラクターきりたんのテーマソングを釧路地域を拠点とするフォークデュオ、ヒートボイスに制作をお願いし、このほど完成したところでございます。曲名は「きりタウンのきりたん」と命名していただき、本町の代名詞である湿原や昆布、ヨンゼロソフトなどが歌詞に盛り込まれるなど、子どもから大人まで口ずさめる明るい曲調となっております。今後は、各イベントや SNS などでも積極的に活用してまいります。

7 月 2 9 日に釧路総合振興局より本年度の普通交付税の決定通知を受けております。

本年度の普通交付税は、基準財政需要額 4 4 億 2 0 2 0 万 1 0 0 0 円、基準財政収入額 9 億 6 2 4 9 万 5 0 0 0 円で、基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた交付基準額 3 4 億 5 7 7 0 万 6 0 0 0 円に調整率が掛けられ、交付額は 3 4 億 5 5 3 8 万 3 0 0 0 円となりました。

前年度比較では 1. 4 % の増で、主な要因は公債費の増加であります。当初予算との比較では 4 5 3 8 万 3 0 0 0 円の増となり、全額を今後の補正財源といたします。

7 月 3 0 日、沖縄県与那原町役場を表敬訪問し、同日、本町と与那原町との友好都市の提携に関するフレンドシップタウン協定締結式が与那原町上の森かなちホールで開催されました。

両町におきましては、平成 7 年に両町の商工会青年部が連携協定を締結して以降、親交

を深めてまいりましたが、このたび、両町の友好関係のさらなる発展と相互交流を推進するため、正式に友好都市として協定を締結したものであります。

締結式には、本町から私と議長、教育長、町商工会員の皆様のほか、少年少女交流体験事業で与那原町を訪れていた本町の児童など、計24人が出席し、多くの与那原町民の皆様とともに歴史的な瞬間を分かち合っていました。

与那原町の友好関係が末永いものとなり、文化、教育、観光など、幅広い分野での交流を通じて両町の地域活性化や人材育成につながっていくことを期待しているところでございます。

7月30日午前8時25分、カムチャツカ半島沖でマグニチュード8.8の地震が発生、8時37分には太平洋沿岸東部を含め、日本の広い地域に津波注意報が発令、9時40分には津波警報が発令されました。

本町では、津波警報発令後、速やかに災害対策本部を設置、第2非常配備体制の下、浜中町沿岸部1352世帯、2763人に対し、避難指示を発令、指定避難所7か所を開設し、指定緊急避難場所を含む21か所の避難場所に町民が避難を開始しました。また、同時刻で道道海岸線が全線通行止めとなっております。

9時55分には町内の水門及び陸閘を閉鎖、13時11分には本町では最大となる60センチの津波が観測されています。

避難者数については、13時45分時点で1037人、車両台数は742台、17時30分時点では813人、車両台数は677台となっております。また、その後の避難者名簿等での集計結果では、最大避難者数は1327人、車両台数は904台となっております。

20時45分には、津波警報が解除され、津波注意報に移行しました。これに伴い、災害対策本部を災害警戒本部に切り替え、潮位監視等を実施、道道の通行止めも解除されております。

また、避難指示については、夜間ということもあり、解除はせず、避難者対応は継続し、22時時点で避難者は5人でありました。

7月31日午前6時50分に全避難者が帰宅したことから、同時刻で避難指示を解除しました。

その後、潮位の変化も落ち着いてきたことから、14時に町内水門及び陸閘閉鎖を解除し、16時30分に津波注意報が解除されたのを受け、同時刻をもって災害警戒本部を解散しました。

この津波による被害報告でございますが、避難場所で1名が軽傷の報告を受けておりますが、その他の被害報告はございません。

今回の災害の場合、地震もなく、道路、ライフラインなどの被害もない状況での災害対応でありましたが、各避難場所との連絡体制や避難者対応について課題も見えたことから、今後の災害対応に向けてしっかりと課題解決に取り組んでまいります。

なお、経過対応及び避難状況については、補足資料としてお手元に配付させていただいております。

8月6日、なおみちカフェが就農者研修牧場で開催されました。

この取組は、鈴木直道知事が道内各地で地域振興に取り組む道民と直接対話し、その内容を広く発信するものであります。

今回は、1991年に設立され、これまでに数多くの酪農家を育成してきた就農者研修牧場を知事が訪問し、JA浜中町の高岡組合長や研修牧場で酪農を学んでいる夫婦らと意見交換を行いました。

知事からは、食料・農業・農村基本計画で北海道が生乳の主産地に位置づけられていることに触れ、適正な価格形成の実現に向け、生産者の意見を直接対話し、聞いた上で、食を支える生産者がどのような思いで営農に向き合っているのかを消費者に理解してもらうことが重要であり、道としても、酪農への理解醸成の情報発信、さらには、依然として需要が低迷する牛乳、乳製品の消費拡大に向けた情報発信を引き続き行っていくと述べられました。

8月27日、サントリーグループ、コープさっぽろ共同企画「霧多布の自然を守ろう！」共同記者会見が行われました。

この取組は、霧多布湿原ナショナルトラストが行う湿原が持つ豊かさやその価値を守り、多くの人々に伝え、この自然を後世に残していくという活動理念に賛同し、期間中、サントリーグループの対象商品を購入するごとに1商品につき1円が霧多布湿原ナショナルトラストに寄附され、自然の保全に役立てていただくとする取組で、今年で3年目となります。

この対象商品の中には、以前、高校生チャレンジグルメコンテストでコープさっぽろ賞を受賞した霧多布高校の生徒が考案した「きりたっぷりん」も対象となっていることから、今年の記者会見には、霧多布湿原ナショナルトラスト理事長をはじめ、町長、教育長、霧多布高校学校長のほか、霧多布高校生2名も出席し、生徒が制作した動画を披露しながら浜中町の魅力を存分に発表していただきました。

この動画については一部のコープさっぽろにおいて公開されるとのことでございますが、こうした霧多布高校の生徒の取組が本町の豊かな自然の保護に大きく貢献されているものでございます。

次に、口頭で農・漁業の最近における生産状況等について申し上げます。

最初に、農業の生産状況であります。

牧草の生育状況ですが、当初は、5月頃まで晴れ間も少なく、ゆっくりと生育しておりましたが、6月に入ると気温も平年を上回り、牧草の密度も安定し、順調な生育を見せました。

一番草収穫開始時期は降雨も見られましたが、牧草の収穫はおおむね好天に恵まれ、平年より3日程度早く開始され、1週間程度早く終わりました。

収量につきましては、平年の１１０％以上が見込まれ、牧草地によっては前年の５割増しの収量が見られました。じっくりと生育したため、品質も申し分なく、近年にない豊作年となりました。

二番草の生育状況は、釧路農業改良普及センター釧路東部支所の調査によりますと、平年より４日程度早く生育が進んでおりますが、６月下旬以降の高温、干ばつの影響を強く受け、生育はやや不良傾向にあります。

収量は平年よりやや少ない見込みですが、一番草が豊作であったため、生乳生産への影響は限定的と思われます。

生乳の生産状況につきましては、４月以降、各月とも前年度実績を上回る生産が続いております。猛暑の影響はあったものの、良質な粗飼料の給与で乳量が増加し、７月末現在で前年同期との比較１０６．２％で順調に推移しております。

今後も良質な粗飼料給与による生乳生産の増産を期待するところであります。

次に、漁業の生産状況であります。

７月５日に解禁となった成昆布漁は、８月末現在、浜中漁協１６日、散布漁協１５日の出漁となっており、昨年と比べますと５日ほど多く出漁している状況にあります。さらには、昆布の量、質ともに良好でありますことから、生産量予想では昨年実績４９．２％増の１０２０トンが見込まれているところであり、今後においても、天候に恵まれ、多くの出漁に期待をするものであります。

また、８月２７日に行われた値決め交渉の結果では、特長葉１等は前年対比７．３％増の２０キログラム、４万４２００円、３等元が８．８％増で３万９６００円、加工用１等では８．２％増の３万４４００円で、全昆布の等級価格の平均では約８．３％増と決定されており、価格についても前年を上回る結果となっております。

次に、サケ定置網漁ですが、浜中漁協は８月８日に、散布漁協は７月３１日に春サケ定置網漁が終了し、水揚げ量は対前年比４．６％増の５２．４トン、漁獲高は８７．６％増の３７７３万円となっております。

秋サケ定置網漁は、浜中漁協は陸網、沖網ともに９月３日、散布漁協は陸網が９月３日、沖網が９月５日の解禁となります。

今年の北海道の秋サケ来遊数は、昨年実績比３５．５％減の１１４１万尾と予想されています。その中で、浜中沿岸が含まれますえりも以東東部は２１．８％減の３９万尾と予想され、今後の安全操業と豊漁に期待をしているところであります。

そのほか、花咲ガニ漁、ホッカイシマエビ漁、ツブ籠漁などのほか、本年８月より毛ガニ漁の操業が行われ、９月からは浜中養殖ウニの出荷が予定されており、養殖カキの出荷と併せ、今後の水揚げに期待をしているところであります。

また、ウニ種苗生産センターでは、５ミリ種苗を３００万粒生産しておりますが、現在、飼育水槽には約６００万粒が順調に成長しており、大きなもので１０ミリになっているものもあるとのことでありあります。漁業者への１１月の引渡しに向け、飼育を行ってまいりま

す。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（落合俊雄君） 引き続き、教育委員会より教育行政報告を行います。

教育長。

○教育長（佐藤健二君） さきの定例会からの主なものについてご報告いたします。

7月17日には、札幌市教育文化会館で第60回北海道市町村教育委員会研修会が開催されました。西岡学園札幌山の手高校グランドフェローの石垣氏が、不登校児童生徒について、保護者や学校だけの対応にとどまらず、行政や民間を含めた地域全体で支援していく重要性を説かれたほか、大空町教育長、秩父別町教育長が事例を発表しました。道内の教育長や教育委員会委員約650人が参加し、教育行政の充実に向けて研さんを積みしました。

18日には、霧多布高等学校の各研修視察に関わり、齊藤町長への表敬訪問を行いました。

本年度の研修視察は、海外交流派遣では、コロナ禍が開けた昨年に引き続き、オーストラリアのメルボルンに生徒4名を派遣、また、沖縄県への国内環境視察に5名、そして、大阪府を起点とした国内産業視察には4名を派遣しております。

なお、各訪問については予定どおり実施され、各種派遣事業の報告会は、10月の浜中学の報告と併せて実施される予定となっております。

29日には、少年少女国内派遣事業として、小学生11名、中学生3名の計14名が関東方面に向けて3日間の日程で出発し、大きな体験をして、先般、8月7日に事後研修会を実施したところであります。

30日には、カムチャツカ半島でマグニチュード8.8の巨大地震が発生し、8時37分には太平洋岸に津波注意報が発令され、さらに、9時40分には津波警報に切り替わりました。

当日は、学校に関して言いますと、夏季休業中であり、多くの児童生徒は校内にはいませんでしたが、部活動に参加していた少数の生徒、そして、在校していた教職員について、霧多布小学校は役場庁舎に、霧多布中学校はMO-TTOかぜてに、散布小中学校は高台の避難所に避難し、それぞれの教職員は率先して避難所運営に協力をしてくださいました。教育委員会に係る施設での混乱は特にございませんでした。

8月21日には、高校で夏季休業後全校集会、そして、小・中学校では第2学期始業式が実施されております。この夏季休業期間中は児童生徒の事故もなく、落ち着いた長期休業期間を過ごされたと学校からの報告を受けております。

25日には、浜中漁業協同組合及び散布漁業協同組合による浜中町産海産物の普及啓発及び食育推進のため、保育所及び小・中・高等学校の給食と特別養護老人ホームの食事用として浜中町産海産物の寄贈を受けました。今年で11年目となります。

浜中漁協からは昆布40キログラム、ボイルホッキガイ20キログラム、アキアジフィ

レ50枚、散布漁協からは昆布40キログラム、タラ60キログラムを寄贈していただきました。提供していただきました海産物を給食や食事に提供し、地元のおいしい食材を伝えていきたいと考えております。

以上、教育行政報告といたします。

○議長（落合俊雄君） これで行政報告を終わります。

日程第6 選挙第1号 釧路公立大学事務組合議会議員の選挙について

○議長（落合俊雄君） 日程第6、選挙第1号釧路公立大学事務組合議会議員の選挙を行います。

本件につきましては、釧路公立大学事務組合議会議員でありました國井葵議員が6月18日をもって浜中町議会議員を辞職したことに伴い、本町選出の釧路公立大学事務組合議会議員に欠員が生じたため、釧路公立大学事務組合同規約第6条第2項の規定により、当議会において改めて組合議員の選挙を行うものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名推選の方法につきましては議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

釧路公立大学事務組合議会議員には渡部貴士議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名した渡部貴士議員を釧路公立大学事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました渡部貴士議員が釧路公立大学事務組合議会議員に当選をされました。

ただいま釧路公立大学事務組合議会議員に当選されました渡部貴士議員が議場におられ

ます。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

渡部貴士議員。

○7番（渡辺貴士君） 謹んでお受けいたします。

日程第7 発議案第2号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出
について

○議長（落合俊雄君） 日程第7、発議案第2号を議題とします。

職員に発議案を朗読させます。

議事係長。

○議事係長（村田直樹君） 発議案第2号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出について、上記議案を別紙のとおり提出する。

令和7年9月3日。

浜中町議会議長落合俊雄様。

提出者、浜中町議会議員、川村義春、三上浅雄、三膳時子、渡邊秀治、谷村敦。

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書。

北海道は、豊かな自然、広大な大地、冷涼な気候などの特性と豊富な再生可能エネルギーをはじめ、我が国最大の供給力を有する農林水産物、自然や文化を生かした魅力的で質の高い観光資源といった数多くのポテンシャルを有しており、これらの独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指している。

しかしながら、本道の道路を取り巻く環境は、高規格道路におけるミッシングリンクをはじめ、自然災害に伴う交通障害、幹線道路や通学路における交通事故、道路施設の老朽化など、多くの課題を抱えている。

こうした課題を解消し、人流・物流の効率化による生産性向上及び国際競争力の強化や、激甚化・頻発化する大規模災害に備えた強靱な地域づくりを進めるためにも、本道の骨格を形成する高規格道路から身近な市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策などを着実に推進するとともに、積雪寒冷地である本道では、安定した除排雪体制の確保など、冬期間の住民の安全・安心を確保することが必要である。

そのため、地方財政が依然として厳しく、また資材価格の高騰や賃金水準の上昇に対応する中でも、必要な道路整備や除排雪を含む維持管理を長期安定的に進めるための予算を確保することが重要である。

よって、国においては、切迫する日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震や気候変動に伴い激甚化・頻発化する自然災害への対応のほか、令和6年能登半島地震の教訓なども踏まえ、高規格道路から市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策、除排雪の充実確保など国土強靱化の取組をより一層推進するため、次の事項について特段の措置を講ずるよ

う強く要望する。

記。

1 山積する道路整備の課題に対応しながら計画的かつ長期安定的な道路整備や維持管理が進められるよう、必要な予算を確保すること。

2 第1次国土強靱化実施中期計画に基づく橋梁、トンネル、舗装等の老朽化対策や無電柱化などを着実に進めるために、今後の資材価格・人件費高騰等の影響を適切に反映した必要な予算・財源を確保すること。

3 人流、物流の活性化による生産性向上に向けた高規格道路のミッシングリンクの解消や、高規格道路と直轄国道の連携によるダブルネットワークの構築、暫定2車線区間の4車線化や耐震補強等の機能強化など、国土強靱化に資する災害に強い道路ネットワークの整備を推進すること。

4 令和7年度より舗装補修の対象範囲が拡充された緊急自然災害防止対策事業債の延長を含めた地方財政措置制度の充実を図ること。

5 冬期における安全な道路交通の確保、通学路などの交通安全対策の推進など、地域の暮らしを支える道路整備や除排雪を含む道路維持の充実が図られるよう必要な予算を確保すること。

6 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年9月3日。

浜中町議会議長落合俊雄。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣。

以上です。

○議長（落合俊雄君） お諮りします。

本案は、趣旨説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、趣旨説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから発議案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、発議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第8 報告第6号 専決処分の報告について

○議長（落合俊雄君） 日程第8、報告第6号を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君）（登壇） 報告第6号専決処分の報告について、提案の理由をご説明申し上げます。

このたびの一般会計の専決処分につきましては、ふれあい交流・保養センター霧多布温泉ゆうゆの設備修繕に係る経費について、8月1日付をもって専決処分したものであります。

補正の内容といたしましては、歳出では、2款総務費、ふれあい交流・保養センター管理運営に要する経費で、修繕料187万円を計上、一方、歳入では、歳出の全額に対し、公共施設整備基金繰入金を充てております。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は、99億3871万3000円となります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご承認くださいますようお願い申し上げます。（降壇）

○議長（落合俊雄君） これから報告第6号の質疑を行います。

6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） 歳出の11ページの修繕料について伺いたいと思います。

ゆうゆについては、老朽化もあって様々な修繕が必要になっている状況の中、都度、補正で対応されてといいますか、運営に支障のないように対処されてきたものと思いますけれども、このたびの修繕料の内容とその経過、また、これによって業務に支障が生じなかったかどうかも含めまして答弁をいただきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（赤石俊行君） それでは、お答えをいたします。

これは、霧多布温泉ゆうゆの加圧給水ポンプユニットの交換、補修に係るものでございまして、源泉湯及び地下ボイラー室から源泉あるいは真水を浴室に送り込むというポンプユニットですが、7月7日の時点でこの装置に不具合が発生したことから、従前より当施設の点検、修理に当たっている専門業者に直ちにを見ていただいたところです。

議員がおっしゃったとおり、老朽化で直ちに交換をしなければならない、もし完全に止まってしまった場合、ゆうゆの営業自体も一旦止めなければならないといったことから、大至急お願いし、交換作業の対応に当たっていただきました。

なお、先ほどの提案理由のとおり、8月1日付の専決、そして、同日付で補修に係る契約を行いまして、交換作業については8月8日時点で終えており、現在は通常どおりの営

業ができております。

ポンプユニットについては一式145万円です。ユニットにポンプが2台ついておりまして、2台とも故障で交換しなければなりません。ポンプユニットは、源泉湯から浴室槽に送るものと地下ボイラー室から浴室に送るものの二つあるのですが、今回、源泉湯から浴室に送るポンプユニットのポンプ2台が駄目になりました。そして、もう一台の地下ボイラー室から真水を送るユニットは、ポンプは大丈夫だったのですけれども、操作盤が駄目になっており、今回は傷んだそれぞれを交換しました。

以上、ポンプユニットの部品に145万円かかること、交換作業、運転、点検等で一式17万3000円、その他の諸経費で7万7000円、合計170万円、消費税込みで187万円の追加補正という内容になっております。

○議長（落合俊雄君） ほかにありませんか。

5 番川村義春議員。

○5 番（川村義春君） ただいま6番議員から経過等について説明を求め、説明を受けたところですが、議長のお許しを得て、関連して、それ以前の話をさせていただきたいと思います。

令和7年4月28日にゆうゆの温泉用途設備点検結果に基づくインバーター修繕工事が599万5000円で専決処分がされ、工事が進められました。工期は8月29日までの3か月で、部品の調達中であり、実際の作業は3日程度で終わるという話でありました。

ただ、この結果について報告を受けることがなかったのです。その後、温泉が出るようになったのかどうかです。話によると、7月末頃にはくみ上げができているということであれば、1年近く止めていたものが使えるようになったということを町民にきちっと知らせるべきだと思います。

経過と周知方法について改めて周知するのであれば、町広報あるいは防災無線を通じて全町に周知するなど、そういう措置を取られるのかどうか、それを聞いて終わります。

○議長（落合俊雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（赤石俊行君） お答えいたします。

議員がおっしゃったとおり、さきに発生しておりました電気系統の配電盤の修理に関しては8月いっぱい工期がかかるということでしたが、7月中に作業を終えられ、通常どおりの営業に戻っておりました。

この期間、ゆうゆでは源泉湯をくみ上げることができませんという貼り紙をしておりましたが、直ってからその貼り紙を外し、指定管理者のゆうゆからSNS等で発信しておりました。

なお、町内で復旧しましたよという放送等は、指定管理者の意思で、しなくてもいいですよということでしたので、流しておりませんでした。このように、指定管理者とも相談し、こういった周知にとどめたところでございます。

○議長（落合俊雄君） 5 番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 浜中町のゆうゆが道東管内で海岸方面にある唯一の温泉施設なのです。そういうことで、町民だけではなく、旅行者も使いますし、根室方面からも温泉につかりたいということに来ていているということも聞いておりました。そういった意味から、やはり全町民に周知をすべきだと思うのです。

温泉施設の入り口に使えるようになりましたという貼り紙をしたということでした。周知はこれからでもいいと思いますし、再度すべきだと思いますが、いかがですか。

○議長（落合俊雄君） 副町長。

○副町長（石塚豊君） お答えいたします。

ただいま議員から全町民に周知が必要ではないかというお話がございました。

今回の周知方法につきましては指定管理者とも相談して決めたということでありますけれども、議員がおっしゃるとおり、全町民に周知する必要性は十分あると考えます。今後、何らかの方法で周知することを検討したいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 俗に言う検討するというのはやらないという面もあります。

もう出ているのですから、何も恥じることはないでしょう。たまたま周知がされていなかっただけですから、それを改めてするというところで、期間を決め、いつ頃までにやるのか、再度聞いておきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 副町長。

○副町長（石塚豊君） お答えいたします。

町民への周知方法につきましては、それほど期間を空けずに早急に、そして、方法につきましても、例えば、防災無線等を利用して周知したいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（落合俊雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） これで質疑を終わります。

これから報告第6号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから報告第6号を採決します。

お諮りします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第6号は承認することに決定しました。

日程第 9 一般質問

○議長（落合俊雄君） 日程第 9、一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

2 番渡邊秀治議員。

（2 番渡邊秀治議員、質問席へ着く）

○2 番（渡邊秀治君） それでは、通告に従って質問いたします。

質問事項といたしましては、浜中町地域公共交通網形成計画を策定し、現在までこの事業を推進、評価してきた浜中町地域公共交通活性化協議会の組織構成と直近の事業評価やその具体的内容などです。

浜中町地域公共交通活性化協議会は平成 30 年に設置され、令和 2 年 5 月に浜中町地域公共交通網形成計画を策定し、これを一部改正しながら計画期間最終年の本年——令和 7 年となっています。

この計画の上位計画には令和 2 年度から令和 11 年度までの第 6 期浜中町まちづくり総合計画、があり、さらに、関連計画として令和 5 年度から令和 9 年度までの北海道釧路・根室地域公共交通計画が策定されています。

この間、関係法規である地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が令和 2 年 11 月に改正され、地域における輸送資源の総動員による地域公共交通の維持、確保に向けた具体策を盛り込むことができるようになり、さらに、令和 5 年の改正では、年々悪化する地域交通を取り巻く状況を打破すべく、あらゆる交通モードにおける地域の関係者の連携、協働を通じ、利便性、持続可能性、生産性が向上するよう、地域公共交通ネットワークを再構築することが求められています。

これらの計画や法規にのっとって事業が推進、評価されてきた経緯があり、現在の状況に至っているわけですが、その経過や内容、また、具体的な事象や問題点について、以下、質問いたします。

まず、1 番目といたしまして、浜中町地域公共交通活性化協議会の構成メンバーと協議会開催頻度を教えてください。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡部幸平君） ただいまのご質問にお答えいたします。

浜中町地域公共交通活性化協議会は、議員のおっしゃるとおり、平成 30 年に設置されておりまして、現在の協議会の委員構成は平成 30 年 7 月 3 日付で委嘱されているものでございます。

現在の委員の構成メンバーになりますけれども、まずは町関係部局の職員、それから、町内の公共交通事業者、これについては町内も町外も含みます。それから、道道、国道、町道の各道路管理者、警察署、国土交通省北海道運輸局、釧路総合振興局、浜中町社会福

祉協議会、浜中町農業協同組合、また、地域公共交通利用者の代表者として、浜中町商工会、観光協会、女性協議会、老人クラブ連合会、さらに、自治会の代表として、琵琶瀬自治会、暮帰別町内会、茶内自治会、姉別地区連合会で、合計しまして25名が委員として委嘱をされております。

委員の委嘱期間は2年間とされておりまして、協議会の会長には、委員の互選によりまして、現在、副町長が選出されている状況でございます。

次に、協議会の開催頻度でございますが、例年2回程度の協議会を開催しております。

1回目の協議会は6月中に開催されておりまして、前年度の事業報告や当年度の事業計画、そして、収支予算案等について審議がされております。2回目は、例年、1月中旬頃に開催されておりまして、町営バスの運行状況や町民等から寄せられたご意見などを協議するほか、当年度の事業評価についても審議されております。

○議長（落合俊雄君） 2番渡邊秀治議員。

○2番（渡邊秀治君） 思っていたよりたくさんの機関、住民の代表でした。

私が一番気にしていたのは、実際に利用する側の生の声が反映されるのかなということだったのです。この協議会には偉い人がいっぱいいる中、一般住民が堂々と発言できるかが心配だったのですけれども、どんな感じでやられていたのか、住民の生の声がきっちり反映されていたという印象はありましたか。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡部幸平君） ただいまのご質問にお答えいたします。

利用される町民の方自体はこの構成メンバーではありませんけれども、町民から寄せられた意見としては、例えば、バス停の標識が老朽化して危ない、倒れているといった意見も過去にはございまして、そういった意見を反映しながら、次年度、そのバス停の標識を修理したりしております。また、運行経路などもこの協議会の中で協議され、今、運行に至っている状況でございます。

○議長（落合俊雄君） 2番渡邊秀治議員。

○2番（渡邊秀治君） 協議会メンバーのことにつきましては了解しました。

2番目の質問に移ります。

浜中町地域公共交通網形成計画の基本理念と基本方針というものがありますが、これをご説明願います。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡部幸平君） ただいまのご質問にお答えいたします。

浜中町地域公共交通網形成計画の基本理念でございますが、「町民誰もが安心・安全に住み続けられ、町内への来訪者との交流にも資する公共交通網の構築」が掲げられております。

この基本理念の考え方ですが、行政主導の公共交通網ではなく、町民をはじめとする利用者の声を反映し、使いやすい公共交通網を構築すること、国が示す公共交通網の形成の

促進に対する観点のほか、浜中町まちづくり総合計画など、関連計画と連携した公共交通ネットワークの構築、さらには、町民ニーズを反映させた持続可能な公共交通網の実現、そのために交通事業者や民間企業との協働により町民生活の足の確保に努めること、それから、厚岸町や釧路市方面への広域な足の確保に向け、鉄道、都市間バスとの接続を行い、広域移動の選択肢の充実に努めることとしております。

また、基本方針につきましては大きく三つの方針を掲げております。

まず、一つ目は、ＪＲ花咲線や都市間バス——霧多布厚岸線と連携した広域生活移動の支援になります。これは、町民の広域的な生活交通の足の確保、また、本町へ来訪する観光客等の移動の足の確保に向け、効率的で利便性の高い移動の確保を行うこととされております。

二つ目は、町内公共交通の利便性向上に資する公共交通網の構築となっております。これは、現在の地域公共交通網形成計画策定当時に路線型の運行がなされていましたが、路線型の運行だけでは利用者ニーズを満たすことが困難だという判断がされておりますことから、町民が安心して利用できる公共交通網とするために見直しが必要だということです。

最後に、三つ目になりますが、町民や観光客などを対象とした鉄道も含めた公共交通の利用を促す利用促進策の展開になります。これは、さきの二つの基本方針で示した公共交通網を構築するだけではなく、あわせて、町民や来訪者も積極的に公共交通を利用していただく意識を醸成していくことが重要とされたものでありまして、町民の意識変容を促すという内容です。

○議長（落合俊雄君） ２番渡邊秀治議員。

○２番（渡邊秀治君） ただいまご説明をいただきました基本理念とそれに基づく基本方針は非常に大切に、将来を見越した立派なものだと思います。

今回、後に出します私の質問は、基本方針１のＪＲ花咲線や都市間バス——霧多布厚岸線と連携した広域生活移動の支援、基本方針２の町内公共交通の利便性向上に資する公共交通網の構築に対してのものとなります。

それを踏まえまして、３番目の質問をいたします。

直近である令和６年度の事業評価の内容をご説明願います。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡部幸平君） ただいまの令和６年度の事業評価の内容はというご質問にお答えいたします。

令和６年度の事業評価ですが、令和７年１月１０日に開催されました浜中町地域公共交通活性化協議会において町営バスの運行状況や利用者数の実績などが審議されました。その中で、バスの運行については大きな問題がなく運行が行われた、また、利用者数については当初掲げた目標数を上回る利用があったというから、令和６年度の運行についてはおおむね計画どおり事業実施ができたという評価をいただいております。

○議長（落合俊雄君） ２番渡邊秀治議員。

○2番（渡邊秀治君） ただいま説明していただきました令和6年度の事業評価は、私が調べた浜中町のホームページのリンクが破損していましたので、あえてここでお聞きしたのですが、今、令和6年度までの4回分の事業評価と通告書を出してから手に入れることができた第5回目の事業評価が私の手元にあります。

第1回目の事業評価の内容を見ますと、交通網の形成に当たって、地域との意見交換会、関係機関との協議、バス・JR乗降調査といった地道な活動が行われたことが分かりますが、あとの4回目までの事業評価はテーブルの上だけでまとめられたように思います。

第3回の事業評価が行われた後は、新型コロナも5類に移行されましたので、いま一度、地域との意見交換会などの利用者の声を拾える体制を整えていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡部幸平君） ただいまのご質問にお答えいたします。

現在の地域公共交通網形成計画につきましては令和2年5月に策定されまして、当初、2年度から6年度までの5か年という計画で策定されたものであります。令和6年の3月に一部改定をしております、これは、2年度から6年度までを7年度までに1年延長するという内容のものでした。

背景ですが、地域公共交通網形成計画を基本5年で見直すとしていたものの、住民や交通事業者など、いろいろな方からあらゆる場面で意見を聞くことが必要だということで、2か年かけて新しい計画を策定しようということがありました。

したがいまして、現在、地域公共交通網形成計画の策定作業中でありまして、議員がおっしゃられたとおり、意見交換会などが10月中旬から11月までに予定されており、そこで広く意見をいただき、新しい計画をつくることになりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（落合俊雄君） 2番渡邊秀治議員。

○2番（渡邊秀治君） ただいまのご説明で了解いたしました。

次に、4番目の質問に移りたいと思います。

浜中町地域交通活性化協議会を設置した行政の立場からお答えをいただきたいと思います。以下にお示しする特急ねむろ号やJRのダイヤ改正による問題事象を四つ挙げますので、把握されているかをお答えください。

一問一答形式ですが、1から4まで読み上げますので、それに関して1回でお答えください。

（1）は、特急ねむろ号の茶内バス停から乗車しようとしたが、満員のため乗れなかった、（2）は、下りのねむろ号が遅れたため、町営バスに乗り継げなかった、（3）は、上りのねむろ号が遅れたため、茶内バス停で15分ほど待たされた、これは天気の悪いときや冬期間が心配だということです。（4）は、令和7年3月15日のJRダイヤ改正により、早朝の1番列車が減便され、ねむろ号への町営バスの接続のない浜中、姉別の両駅

周辺住民は通院、通学の公共交通がなくなるという新たな不便が生じているということです。

以上、お答えをお願いします。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡部幸平君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、一つ目の茶内のバス停から乗車しようとしたが、満員のために乗れなかったという事象のことについてです。

このことは町として把握しておりませんでした。そこで、バス運行会社にも問合せをしましたところ、バス運行会社も事後に報告があつて把握したということですが、事実、乗車定員に達することがあったということです。

ねむろ号については40人乗りのバスを使用することが通常でありますけれども、この日は運行車両のやりくり等の関係でどうしても28人乗りの一回り小さめのバスの運行になったということ、そして、この日、釧路方面でイベントが開催されておりまして、集団で移動する様子が根室駅で見られたことも要因と推測しているという回答をいただいたところであります。

続きまして、二つ目の下りのねむろ号が遅れたため、町営バスに乗り継げなかったという事象についてです。

こちらは、当課におきましても8月上旬に1件の情報が入っております。その後、町営バス運行会社からも事実であったとの報告があり、その方には大変ご不便をおかけしたと感じております。

バス事業者からの話によりますと、ねむろ号と町営バスの連携の問題が考えられまして、これにはドライバーの入れ替わりなども影響しているようですが、今後は、町営バス運行事業者とも協議の場を設け、しっかりと乗り継ぎがなされるような改善策を検討してまいります。

続きまして、三つ目の上りのねむろ号が遅れたため、茶内バス停で15分待たされたという事象についてです。

バス事業者を確認したところ、特急ねむろ号の釧路方面行きについては、通常、遅れることはめったにないとのことですが、議員がおっしゃるとおり、降雪などによる悪天候時に限っては遅れる可能性があるとのことでした。

こちらは町としては承知していませんでしたが、乗客の安全が最優先事項でありますので、天候や路面状況によっては、安全運転に徹した結果、やむを得ずダイヤどおりに運行することができずに遅延が発生することもございますので、ご理解をいただければと思います。

続きまして、四つ目のJRダイヤ改正による減便の影響です。

議員がおっしゃるとおり、本年の3月15日からのJRダイヤ改正によりまして早朝5時31分発の根室発の列車が減便されております。このことによる浜中、姉別の地域住民

の皆様への影響ですが、通常、意見が寄せられた場合は記録して保存するようにしておりますけれども、住民の方から直接意見が寄せられたことはないと承知しております。

○議長（落合俊雄君） 2番渡邊秀治議員。

○2番（渡邊秀治君） 4番目の質問は、まず、認識があるかなしかについて質問したのですけれども、5番目の質問とかぶってくるころがありました。丁寧にお答えをいただいたことはありがたいのですけれども、それを踏まえて5番目に移ります。

（1）から（4）は4番目の質問とリンクしていますので、そのまま読み上げます。

（1）は、空席情報を取得する方法はありますか、（2）は、ねむろ号と町営バスの接続を確実にすべき方策はありますか、（3）は、風雨をしのげるバス停を設置できる可能性や方向性はあるですか、（4）は、当該住民へのねむろ号への新たな交通アクセスを模索できますかですて、これについてお答え願います。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡部幸平君） それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

先ほど議員のご質問にありました各事象に対する対応策はということですが、まず、1点目の空席情報の取得方法があるかどうかについてです。

バス事業者に聞いてみましたところ、リアルタイムで空席情報を把握するという機能はバス事業者も持ち合わせていないとのことでした。

今回、満員ということが起きましたけれども、このたびのケースについてさらに情報を掘り下げますと、出発時点でほぼ満員状態であったということです。これはドライバーからの報告で事後に運行事業者も把握したのですが、事前に状況が把握できれば大きな車両に変更することが可能であったということです。

今回、議員のご質問を機に、バス事業者はこの事象のこともお知らせできましたので、今後、バス事業者としては、ドライバーとの申合せにて連携を強化するなどし、改善したいとのごことでございます。

続きまして、2点目のねむろ号と町営バスの接続を確実にすべきではというご質問についてですが、これはそのとおりと感じております。

ねむろ号と町営バスの接続については、例えば、茶内の接続を見ますと、バス停においては上りと下りで各2回接続しております。運行ダイヤ上では、接続までの時間としましては、上りは、1便目が9分です。これは、町営バスが来てからねむろ号が到着するまでの時間が9分ということです。そして、2便目が6分です。また、下りは、1便目が7分で、2便目が2分です。特に、下りの2便目については、現在のダイヤでは2分ということですから、接続時間が短く、下りのねむろ号が遅れるということを想像しますと、この接続時間については改善の余地がある、もう少し余裕が必要であると私も感じております。

したがって、今後、浜中町地域公共交通活性化協議会の中で、ダイヤ改正についても議題としまして、改善に向けた協議をしてまいりたいと考えております。

続きまして、3番目の風雨をしのげるねむろ号のバス停の設置のご質問についてです。

茶内のバス停については、議員もご承知と思いますが、上り及び下りのどちらも国道4号沿いに設置しております。ただ、現状、バス停の付近には待合所がありませんし、待合所の設置に関しては、国道沿いということもあり、国道の道路用地内で収めることが難しい場所となっております。

そこで、担当課としましては、条件が整えば、茶内セイコーマートのイートインコーナーをバスの待合所として活用させていただけないかという考えを持っております。この実現については、セイコーマートを所有する農協の許可のほか、敷地内に入りますので、バス事業者の承諾も必要になります。また、ねむろ号が沿線自治体で運行されておりますので、沿線自治体の合意も得る必要があります。さらに、その経路は確実に除雪を行うなど、多くの条件やハードルがございますが、当課としましてはこれに向けて取り組んでみたいと考えております。

続きまして、4点目の当該住民のねむろ号への新たな交通アクセスを模索してはどうかというご質問についてです。

本町の公共交通の在り方にもなりますが、先ほど来の運行経路や運行ダイヤ、また、料金等につきましては地域公共交通活性化協議会において協議され、決定するものとなっております。先ほども答弁で触れましたけれども、現在、この協議会で令和8年度からの5か年を期間とする新しい地域公共交通網形成計画を策定する作業を進めております。

この策定作業の中で地域住民のニーズを把握するための意見交換会を開催する予定としております。また、そういった機会を通じて地域住民の皆様のニーズを把握したいと思えますし、議員のご発言された内容も十分に参考とさせていただき、姉別、浜中の交通のことも十分に考えながら、協議会の中で、今後、持続可能な公共交通の構築に向け取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 2番渡邊秀治議員。

○2番（渡邊秀治君） おおむね了解しました。

（1）の空席情報についてですが、28人乗りのねむろ号が来てしまったので、満員になったのは特異な例だとのことですよ。今のお話では根室の出発時点で満員だったということでした。逆に言えば、その時点で途中のバス停では乗れないということは分かり切っていたはずで、バス会社には対応をきっちりやっていただきたいと思います。

（2）のねむろ号と町営バスの接続についてです。

問題事象が起きたのは下りの2便目だったはずで、2分ということでした。これは協議会に諮らなくてもできるのでしょうか。

（3）の風雨をしのげるバス停についてです。

セイコーマートのイートインを利用できる可能性を模索するとのことでした。ただ、それにはいろいろなクリアすべき条件があるとのこと。それにしても、国道つぷちに上りのバス停付近に建てるよりは難しくないという理解ですね。

僕は調べてみたのですが、国道つぷちのバス停は北海道中のあちこちにあります。

しっかりした屋根のついた小屋みたいな、家みたいな立派なバス停もあるのです。今の場所では建てづらいとしても、後ろが平たい土地であれば建てられるのではないかと思いますので、そうしたことも考えてほしいです。

（４）は今のご説明でおおむね了解しましたので、（１）と（３）について、再度、ご答弁願います。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡部幸平君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、ねむろ号と町営バスの接続のダイヤの関係ですが、町営バスへの接続時間を変えることになると、茶内のセイコーマートだけの影響にとどまらず、全体のダイヤを変えることにつながってまいります。そのため、慎重に進める必要がありますので、協議会にお諮りして、私どもの考えだけで進めるのではなく、バス事業者等の考え方も聞きながら合意に向けて進めていきたいと考えております。

それから、バスの待合所の関係についてです。

まず、町営バスの待合所は、現在、上りも下りもこのイトインコーナーを活用させていただいているという状況がございます。その上で、ここがねむろ号の待合所になれば、町営バスとの接続の関係では利便性が上がることにつながりますので、まずは努力させていただきたいと思っています。それがかなわなかったときには、バスの待合所を国道沿いに、現在の場所からずらせるのかどうかは分かりませんが、そういったことにトライする、このような順番で進めたいと考えております。

○議長（落合俊雄君） ２番渡邊秀治議員。

○２番（渡邊秀治君） 分かりました。

何事も活性化協議会を経て決定されとのことで、スピード感には欠けると思います。私のところに町民の声が入ってくることが多いものですから、この質問になったのですが、いい方向でやっていくという町民へのメッセージを、私だけにではなく、広報等を通じて行ってもらえればいいかと思います。

おおむね質問は終わりですが、浜中町地域公共交通網形成計画はコロナ禍という言葉が頻繁に使われるようになった令和２年５月に策定され、独自の町営バス網を構築するドラスティックな改革をやったのけた大変評価されるべきもので、そのコロナ禍を乗り越えて、乗降客数を目標より伸ばし続けており、これも一定の成果であると思います。

一方で、私が申し述べてきたような取り残される町民の存在など、解決できていない問題のほか、昨年までは想定していなかったＪＲの減便といった刻々と変わる状況などに対応できるようにし、町民に分かりやすく伝えられる行政が主導していただきたいと思います。

先週、８月３０日土曜日の北海道新聞にねむろ号への釧路バスの撤退が報じられていました。先細り感が著しく、状況も刻々と変化していく浜中町を取り巻く地域公共交通に対し、どのような姿勢で臨んでいくのか、町長の見解をお伺いします。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（齊藤清隆君） ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

議員が言われたとおり、新聞報道等でも都市間バスから釧路バスが撤退するというところで、10月1日からは根室交通のみで根室市から釧路市までの運行がなされることになると思います。

バスに限らず、JRについても本当に不透明な状況でありますし、議員が心配されますとおり、バス停まで歩くことが難しい高齢者などの交通弱者と言われる方は今後どんどん増えてまいります。そのため、今後、多くの町民の皆様が利用しやすい公共交通の在り方を含めて、利便性の向上に向けて、ちょっとスピード感には欠けますけれども、議員から言われた課題も含め、活性化協議会で協議の場へ上げさせてもらい、皆さんで浜中町の公共交通の在り方を考えていきたいと思います。また、全ての町民が効率よく釧路まで、もしくは、ほかの場所に公共交通を使って行けるような理想の交通網をつくってまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

（2番渡邊秀治議員、自席へ着く）

○議長（落合俊雄君） 以上で2番渡邊秀治議員の一般質問は終了しました。

次に、4番三膳時子議員。

（4番三膳時子議員、質問席へ着く）

○4番（三膳時子君） 通告に従いまして、ご質問させていただきます。

防災対策の早期問題解決の考えはということで質問させていただきます。

7月30日午前8時25分にカムチャツカ半島沖で発生したマグニチュード8.8の巨大地震により、日本沿岸部に津波注意報が発令され、後、警報に変わりました。

私は、昨年6月定例会でも防災の件で質問し、その際に、防災訓練のときと実際の災害のときに分けて聞いていますが、その答弁内容が今回の災害発生に活かされたのか、このたび、避難状態が長くなったことで一時避難場所や指定避難所での混乱がありましたが、備蓄庫の開錠や食品の提供などの問題はなかったか、以下、質問したいと思います。

このたびの災害時の問題事項は集約できているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 防災対策室長。

○防災対策室長（春日良太君） それでは、今回の災害における課題の集約についてですが、まず、各避難場所における避難者数について、行政報告の補足資料に基づいてお答えいたします。

避難者数について、指定避難所においては職員が中心となって名簿の作成を行っておりますが、施設内に入らず、車内で待機していた避難者も一定数おり、名簿に記載がない避難者もいたことをお知らせしておきます。また、緊急避難場所においては、連絡体制うまく構築できなかったのもので、消防団員に各避難場所に出動していただき、避難者数の把握を行ったものです。

それでは、行政報告の補足資料の3の8月8日集計時点の最大避難者数で回答します。

役場庁舎は、避難者数が259人、車両台数が217台です。ゆうゆは、179人、86台、茶内コミュニティセンターは、118人、52台、MO-TTOかぜでは、104人、83台、浜中農村環境改善センターは、44人、34台、姉別農村環境改善センターは、1人、1台、霧多布高校は、19人、アゼチの岬は、33人、30台、湯沸下海岸高台については、一部、上のほうにも避難車両があったことから合算しておりますが、車両台数の確認しかできなかったことから、避難者数を車両台数と同数としており、20人、20台、琵琶瀬展望台は、202人、112台、渡散布は、緊急避難場所が2か所ありますが、今回は、そのどちらでもなく、渡散布神社前に避難しており、40人、20台、火散布防災コンテナは、30人、20台、丸山散布避難高台は、75人、64台、藻散布防災コンテナは、80人、58台、茶内にある農業者トレーニングセンターは、10人、9台、奔幌戸（羨古丹）は、避難場所に指定されておきませんが、25人、15台、防災広場は、車両台数のみ確認しており、避難者数は同数で、57人の57台、上皇寺は、避難場所に指定されておきませんが、5人、霧多布岬展望台、霧多布岬、霧多布岬キャンプ場は、いずれも車両台数のみ確認しており、避難者数は同数で、それぞれ10人、10台、8人、8台、8人、8台となっており、合計で避難者数は1327人、車両台数は904台となっております。

避難対象者人数に対する割合は48%、名簿に記載されている町外の避難者数は43人となっております。

次に、課題の集約についてですが、指定避難所においては、避難者からの要望など、災害対応に当たった職員を通じて集約しております。また、緊急避難場所については、一部、自治会長や役員などから課題を聞き取っております。また、後日、町に対し、要望を上げてきた自治会が一つございます。

集約の結果については、避難者及び避難所対応からの要望や全体的な災害対応についてなどを含め、現在のところ、全部で197件ありました。

その中でも全体的に多かった内容について申し上げます。

避難所対応についての問題点ですが、まずは物資の不足についてです。

紙コップや紙皿など、多種多様なものが不足しているとの報告を受けておりますが、その中でも各避難所から多く寄せられたのがペットボトルの水です。そのため、各指定避難所及び緊急避難場所にて、今後は予算の範囲内でできる限り増やしていこうと考えております。

また、本庁舎とゆうゆについては、防災貯留槽があるため、断水時でも給水が可能なことから、もともとペットボトルの水はそれほど備蓄していない状況でした。飲み水については、水道水ではなく、ペットボトルの水がいいとの要望もありますが、災害時において断水が発生した場合には防災貯留槽の水を有効活用したいと考えておりますので、水の供給が難しい避難場所についてはペットボトル、供給ができる本庁舎及びゆうゆについては防災貯留槽の水での対応としていきたいと考えております。

次に多かったのが湯沸かしの問題です。

今回の災害においては昼と夜に食料の配布を実施しましたが、アルファ化米に使用のお湯、これは水でもできますが、できるまで1時間ほどかかってしまうので、お湯でつくることを推奨しております。

今回、大量の水を沸かす大鍋やガスコンロがない状況でした。本庁舎では、調理室のIHコンロを使用し、何回も沸かす作業を行い、対応しております。また、緊急避難場所においては、水を沸かす設備がなかったため、自治会でカセットコンロなどを用意して対応したところがあれば、アルファ化米をそのまま水でつくるよう提供したところもあったと報告を受けております。

この問題については避難場所の規模により形態が変わると考えられますが、ガスボンベ、もしくは、大鍋、カセットコンロの配備について、今後検討していきたいと考えております。

次に、緊急避難場所でのトイレの問題についてです。

今回の災害においては給排水について通常どおり使用できる状態でしたので、トイレがある避難場所については問題ありませんでしたが、トイレがない避難場所についてはコンテナに配備された組立て式の簡易トイレを使用することとしておりました。しかし、実際には屋外で使用するには抵抗がある、そもそも設置自体が難しいなどの理由でほとんど使用されておられません。そのため、自治会からもイベントや工事現場などで設置しているボックス型の簡易トイレを設置してほしいという要望が来ましたので、今後、補助なども含めて検討していきたいと考えております。

次に、防災対策本部から見てきた課題についてですが、一番の課題は連絡体制の構築でした。

指定避難所には職員を配置できたので、情報のやり取りができました。しかし、緊急避難場所においては、防災訓練では職員を配置し、移動系無線を使用しての連絡体制を取っていましたが、実際に職員を配置できない状況でしたから、避難者と連絡を取る体制としておりました。そこで、コンテナには無線機を配備していましたが、避難者が無線機の使用方法が分からなかったり、無線機があることを知らなかったりしたため、連絡体制の構築ができませんでした。避難者数を把握するため、浜中消防団に各避難場所に出動してもらい、状況を確認しましたが、情報のやり取りはほとんどできなかったことが大きな問題と考えております。

この問題については、今後、無線機が配備されていることの周知、それから、コンテナ内に無線機の操作方法などを掲示するなどして対応したいと考えております。

また、一部の避難場所においては、コンテナが開くまで時間を要したとの報告を受けております。

コンテナの鍵については役場及びそれぞれの自治会で管理していただいておりますが、鍵を管理している方が、災害時、必ずしも避難場所に来られるとは限りません。そのため、

今後、これについて自治会と協議していきますが、例えば、自治会によっては複数人が鍵を所持するなどの対応を取っておりますので、そういった管理の方法をお願いしようと考えております。

○議長（落合俊雄君） 4 番三膳時子議員。

○4 番（三膳時子君） 今、問題がいろいろあったとご説明をいただきました。各自治会がという言葉もたくさん出てきましたね。

今回は、いつも防災訓練をしている本部からの職員が全く動けない災害でした。一時避難場所や指定避難所に避難した人は地域の方々ですが、その方々が動けない、分からないということで混乱が起きたことが大きかったように思います。

コンテナが配置されているところで開けられない、開けられても、誰が配布するのか、何が入っているのかも分かっていないということで、開けたはいいけれども、好きなだけ持っていけみたいな状態のところもあったと聞きました。

一方、自治会の役員みんながコンテナの鍵を持っているところもあります。誰がそのコンテナに来られるかが分からないため、そういうことにしていて、早くに行った人がコンテナを開けて、避難してくる人たちに物資を配給したり、名簿をつけたり、とてもスムーズにいったところもあると聞きました。

訓練については、いつも職員がいて、さあ、訓練ですよという感じでしかしていませんよね。実際、こういう状況になったときに分かるはずがないと思っています。ですから、訓練の仕方についてもいま一度確認し、やっていかないとならないのではないかなと思います。

このたび、各地域での話合いというのでしょうか、自治会の方に呼びかけるなりなんなりして反省する、あるいは、今後どういうふうにしていくということは考えられていないのでしょうか。

○議長（落合俊雄君） 防災対策室長。

○防災対策室長（春日良太君） 今後の課題について、例えば、住民等との懇談会やアンケートなどで課題を集約する、あるいは、それに対する話合いなどを行うかという質問についてです。

今回、指定避難所においては、先ほど申したとおり、避難者の要望を聞き取りましたけれども、現状、懇談会等を開いて課題の洗い出しをしたり、話合いをしたりということは考えておりません。

職員等から寄せられた内容、また、一部の自治会からは既に要望も来ており、かなりの件数になっておりますから、今来ているものについて、今後、どういった対策を取るかに注力しております。

自治会によっては、今後、例えば、役員会などを通じ、7月30日の状況はこうだったから、こうしようという要望を町に上げてくるところもあるとの情報も聞いています。そこで、要望をいただいた自治会に対してはきちっと対応しようと思いますけれども、現状、

こちらから懇談会等を行って情報の収集に努めるということは考えておりません。

○議長（落合俊雄君） 4番三膳時子議員。

○4番（三膳時子君） 今ご答弁をいただきましたけれども、町内各自治会から問題が上がってきたら考えるというようなお答えでした。

ただ、自治会からは、役場から何も言われていないので、そういう話合いの場を持たない、昔は持ったけれども、それ以降、持ったことがない、このたび避難したところからも役場から何も言われていないし、どうしたらいいかが分からないという話が聞こえていました。

どういうことは分かりませんが、今回、こういうことがあったので、各自治会で話し合ってみてくださいと行政側からお願いすることは可能だと思うのですが、いかがですか。

○議長（落合俊雄君） 副町長。

○副町長（石塚豊君） お答えいたします。

今回、避難所に職員が配置できなかったということで、各自治会にその場所の運営を担っていただいたということがあります。そして、そこでいろいろな課題が出たということがございます。

議員からは話合いの場をという話がありましたけれども、町といたしましては、各避難所において状況がそれぞれ違いますので、その状況を確認しようと考えております。なお、それを確認するためには地域の役員の方からご意見を聞かせていただくことも必要ですし、プラスして、それぞれの避難所からの要望を町として受け止める必要があると思っています。

そのため、今後は自治会ごとに地域からの意見を出していただくように進めていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

○議長（落合俊雄君） 4番三膳時子議員。

○4番（三膳時子君） どちらがどうということではないのですが、こういう災害のときは、いち早くというか、あまり期間を置かないで話し合ったり、問題を吸い上げたりすることが大事だと思うのです。というのも、役場が何とかしてくれるだろうという声が根強く聞こえてくるのです。

しかし、そういうことではなく、自分の命は自分でということなので、町内会単位などで問題を集約し、持ってきてくれれば一番いいのしょうけれども、話し合ってくださいとお願いするところがあってもいいのではないかなと思いますし、今後、そのようなことで検討していってもらえればいいと思います。

次の質問に移ります。

避難してきた町民の誘導、情報提供はということでお聞きします。

防災無線の情報は適切だったかと私は聞いたかったのですが、先ほどの行政報告により防災無線で結構流されていたのだと分かりました。しかし、受け取り手側はこのくらい防

災無線が流されたとはあまり受け取っていなかったのです。

先ほど行政報告では10回ぐらい防災無線を流しているわけですがけれども、行政側としてはこの回数で適切だったとお考えですか。

○議長（落合俊雄君） 防災対策室長。

○防災対策室長（春日良太君） 防災行政無線の回数についてです。

今災害においては、議員がおっしゃるとおり、防災行政無線での周知は11回となります。また、それとは別に、災害速報エリアメールを1回出しているわけですがけれども、先ほどの問題集約の中にもありましたとおり、無線の回数とその内容についてが正しかったのか、もっと多く流したほうがよかったのではないかということも言われております。特に、エリアメールは最初の1回しか流しておらず、町外から来られている方のことを考えると、回数を増やそうかなという考えもありますので、今後、エリアメールについては回数を増やす方向としたいと思います。

それから、防災行政無線の回数です。我々としては適正かなと思っていましたけれども、声を聞いていると、もう少し回数を多くしたほうがいいのではということも言われていますので、今後、回数をもう少し増やすか、また、どういう内容とするかも含め、検討したいと考えております。

○議長（落合俊雄君） この際、暫時休憩します。

（休憩 午後 0時00分）

（再開 午後 1時00分）

○議長（落合俊雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

4番三膳時子議員。

○4番（三膳時子君） 次に、避難してきた町民の誘導、情報提供はというところで質問をします。

先ほど、防災無線の回数は適切だったのかを聞きましたが、エリアメールという話が出てきました。

私は、公の一般の防災無線のことでお聞きしたのですがけれども、確かに、10回、11回、防災無線が鳴っていました。しかし、気がつくと防災無線をあまり聞いていなかった、車で避難している人もあまり防災無線は聞こえなかったという人が多かったのです。それで、何回周知されたのかなと質問しました。

やはり、先ほど答えてくださったように、エリアメールがとても有効なのではないかと思いましたが、何といたっても防災無線で流してくれた通行止めの件です。私もそうでしたけれども、全く聞くことができませんでしたし、時間がたっていくうちに、デマなのかなと思うほど通行止めの件があまり情報として伝わっていなかったと分かりました。

通行止めとなっているけれども、普通に通れたよ、逆に、通行止めというのだけが頭にあって動けなかったという人もいて、情報が聞き取れず、避難に戸惑ったというお話をよ

く聞きました。

通行止めについてはどこで情報を得たらよかったのでしょうか。避難している人たちが通行止めの情報をどこからどうやって知ればいいのか、ほとんどの皆さんは携帯電話を持っていると思うのですけれども、そういう情報が全く知らされていませんし、分からなかったという人が大半だったのです。いかがでしょうか。

○議長（落合俊雄君） 防災対策室長。

○防災対策室長（春日良太君） 防災無線の周知のことに関し、特に通行止めの件についてお答えいたします。

通行止めの件に関しては、先ほど申し上げたとおり、防災行政無線では1度でしたので、今後、回数を増やしたいと思います。また、議員がおっしゃるとおり、エリアメールはかなり有効だと思いますから、エリアメールにて今後はどこの道路が通行止めになっているかという周知をしようと考えております。

また、避難中に通行止めの件を知るにはどうしたらいいかです。指定避難所であれば職員が詰めておりますので、配置されている職員にどこが通行止めかと聞いてくれれば、対策本部からこういうところが通行止めになっていますと全体に周知します。今回、携帯電話等が通常どおり使えましたから、こちら確認はしていませんが、今回は道道の通行止めでしたけれども、道道に関するホームページ上で確認できたのかなとは思いますが。

ただ、今回の件に関して言いますと、9時40分に警報が出ましたが、道道の海岸線は通行止めという通知が北海道から来たのが11時ぐらいで、それから流したわけです。

なお、9時40分の時点で通行止めとなっています。しかし、避難路も道道へ入っていますから、避難自体ができなくなるおそれがありました。ただし、これについて北海道と協議をする前に北海道から既に修正案が来ていまして、今後、こういった通行止めがある場合は、浸水区域から逃げる車両については通行を許可する、向かっていく車両については通行止めとすると、通行止めとするラインの始点に看板を設置して周知をするということになりました。

今回は、バリケード等は一切設置しておりませんので、自由に行き来できたわけですが、今後は道路の始点にそういった看板を設置して対応すると北海道から情報が来ておりますので、そういった対応になろうかと思います。

また、情報の件に関しては、先ほど言ったように、エリアメールや防災行政無線等ですけれども、今回同様、恐らくは情報がこちらに来るまでそれなりに時間がかかると思います。その間はしようもないのかなと思いますけれども、通知が来たらすぐに発出したいと思います。

ただし、この庁舎に関して言うと、防災行政無線が鳴っても実は聞こえないのです。ですから、今後の対応としては、防災行政無線で発信した後、館内放送で同様の情報を流します。そうすると、館内と駐車場に待機している避難者にも情報が流れますから、そういった情報発信に努めていきたいと考えております。

○議長（落合俊雄君） 4 番三膳時子議員。

○4 番（三膳時子君） 今お答えをいただいたように、このたびは、細かいことから、大きな通行止めの話まで、いろいろな問題が出てきました。まさに情報提供に力を入れないとならないのではないかと痛感しました。

通行止めのことは分かりました。今後も、情報を出す側、受け取る側という視点を持ち、当たっていただきたいと思います。

次に、備蓄品の配布についてお伺いします。

コンテナは地域の人、避難した人が開けることになっているのか、今までの防災訓練では職員だったのでしょうか、現在、誰が開けることになっていますか。

○議長（落合俊雄君） 防災対策室長。

○防災対策室長（春日良太君） コンテナの開錠についてお答えします。

指定避難所 7 か所については、職員を配置している関係から、職員、もしくは、その施設を管理し、詰めている職員が開ける、もしくは、その地域の自治会長に鍵をお渡ししておりますので、早いほうが開けることになっております。

また、指定緊急避難場所については、職員の配置はできないことから、鍵をお渡ししている当該自治会の会長もしくは役員の方など、鍵を持っている方が開けるとしております。

○議長（落合俊雄君） 4 番三膳時子議員。

○4 番（三膳時子君） 職員、もしくは、その地域の会長なり役員なりということでした。

でも、このたび、職員は動けなかったのですよね。そのとき、地域の会長なり役員なりが動くということでしたけれども、先ほどの質問もそうで、地域の人たち、会長なり役員なりが知らないということが大きな問題で、混乱させたというところが多かったのです。また、いつ誰が開けたかは分からないのだけれども、コンテナの中に何が入っているかも分からなかったのです。先ほど無線機が入っているというお答えがありましたけれども、実際、私も無線機が入っているというのは先ほど知りました。

そういう点も含め、コンテナの中に何が入っているのか、誰が開けるのか、地域の人と話し合いなどをしなければ、こういうことがいつかまた起きるとも限らない、起きると思っていなければならないので、いち早く動かなければならないのではないかと考えています。

このこと一つをとってもみんなで共有したり話し合ったりする場を設けたほうがいいのではないかと私は強く思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（落合俊雄君） 防災対策室長。

○防災対策室長（春日良太君） コンテナが設置してある当該地域の自治会等とのやり取りの話になります。

まず、鍵に関していえば、先ほども答弁しましたとおり、複数人に所有してもらうといった対応としたいということがあります。ただ、議員のおっしゃるとおり、コンテナに何が入っているのかが分からないということはあろうかと思えます。また、空の避難所名簿も入っているのですけれども、その場所が分からないため、結果、名簿もつくれなかつ

たということがありました。そこで、例えば、昨年の１１月１日に行われている防災総合訓練で避難所の設置訓練等をこの３階でやりましたけれども、そこに役員が来られていましたから、そこで今後のコンテナの対応の仕方、無線機を含め、こういったものが入っているということを話すほか、無線機の使い方はこうです、行ったらまずは鍵を開け、避難者名簿を出し、対応をお願いしたいということなどを発出したいと考えています。

また、それとは別に、我々が資料を用意し、今後、災害が起きればこのように対応してもらいたいということについて、自治会連合会の総会など、集会で発信し、情報の周知に努めたいと考えております。

○議長（落合俊雄君） ４番三膳時子議員。

○４番（三膳時子君） 防災の講演会もありますよね。そういう自治会の皆さんに集まっていただく機会もありますし、連合会の会議もあるかと思うのですが、ぜひ、そのときにこういうことを議題するなど、進めてもらいたいと思います。

では、次の質問に移ります。

最近の防災の心構えの教えとして、自助、共助、公助が盛んに言われています。

私としては、このたびの災害の際、自助意識は高いなと思いました。自分の命は自分で守ることが実証されたと思っています。防災訓練とは違う方たち、人数が避難しました。

自助のうちの備えについてです。先ほどから言っていますけれども、役場が何とかしてくれるだろうという気持ちが強いところも見えました。素早い行動はもちろん、最低限の備えの意識がまだまだ薄いのではないかと思いますので、その啓発の必要性を強く感じました。

また、共助についてはもっと考えたいと思いました。例えば、防災士、北海道地域防災マスター、または、災害対策への意識を持ち、行動を共にする一般住民での、仮称ですけれども、協力隊の設立の動きがあります。

これに関し、再三にわたって行政にお願いしていたことがあるのです。

町長名で浜中町の防災士の名簿が取れるということですが、防災士たちは浜中町にどのくらいいるのか、名簿を取り寄せてほしいとお願いしていました。忙しいのは分かります。３月定例会が終わったら、６月定例会が終わったらと言われるかもしれませんが、今、９月です。何が難しいのでしょうか。全て行政ができる、一般住民の助けは要らないという考えであれば分かる気もします。

ちょっと話が飛びますけれども、７月３０日の北海道新聞では弟子屈の記事が載っていました。弟子屈に防災士会設立へ、災害時に行政と連携という記事です。

先ほどの例でありましたけれども、浜中町でも、令和７年に入り、防災士、北海道地域防災マスター、または、災害対策の意識を持ち、行動を共にする一般住民との協力隊の設立の動きがあり、そういうことをお願いしていたのですが、一向にかなわず、今日になっています。

もしかしたら弟子屈と一緒に新聞に掲載されたかもしれません。それより、このたびの災害で多少の連携が取れたかもしれないと考えると、とても残念でなりません。

現実、本部からの職員は動けなかったわけです。訓練とは全く違う状況になったのです。今後、本部との情報が共有され、連携が取れる人づくりを行っていただきたいと思っているのですけれども、何が難しいのでしょうか。こういう協力はしていただけないのでしょうか。

○議長（落合俊雄君） 副町長。

○副町長（石塚豊君） お答えいたします。

ただいま防災士の関係のお話でしたが、議員がご承知のとおり、防災士につきましては日本防災士機構が認定し、個人に防災士の資格を与えているものでございます。

これは個人的な資格というところがございます。今までも課題として上がっているのが防災士同士のつながりがなかなか持てないということです。個人情報関係もありますけれども、誰が防災士なのか、防災士間で分からないということは議員のおっしゃるとおりでございます。

誰が防災士の資格を持っているのか、町はある程度は分かります。というのは、例えば、浜中で防災士の資格を取った後、住所を移転した、あるいは、ほかのまちで防災士の資格を取って浜中に入ってきたら、その方は旧住所のままです。正確には分かりませんが、ある程度は押さえております。

現時点でございますけれども、防災士が町内に14名ほどいらっしゃいます。

内訳としましては、町職員や町のOB職員、議員、郵便局職員、郵便局のOB職員、あるいは、学校の教員や民間の方です。このように様々な職種の方が防災士の資格を取っております。

先ほど弟子屈町の話を出されましたけれども、課題として横の連携がなかなか取れないということがありますので、何とか防災士の間で組織化を図り、地域における防災力を高めていければと考えております。

先般、防災アドバイザーでNPO法人ひがし北海道市民防災サポートの代表をされている辻川さんとお話ししました。浜中町で災害ボランティアセンターを設置しましたが、この方は災害ボランティアセンター設置に携わっている方です。浜中町にも防災士なり、また、北海道地域防災マスターという制度もありますけれども、こういう資格を持っている方々がまずは集まって意見交換する場があったほうがいいのではないかというお話がございました。私も防災士の資格を持っておりますけれども、その話から、では、一度集まってみようという話で進めています。

様々な事情がありまして、まだ開いていないのですけれども、まず、そういう方々に集まっていただいて、ボランティアとはなりますけれども、そのボランティアの方々が地域の防災に関してどういうことができるのか、例えば、啓発活動、あるいは、防災の講演の

お手伝い、さらには、本番といいますか、実際に災害があったときにどういう活動ができるのかについて議論なり話し合いなりをしたいと考えております。このように、議論を交わす場をこれからつくりたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

○議長（落合俊雄君） 4番三膳時子議員。

○4番（三膳時子君） 防災アドバイザーの辻川さんはよく存じています。お話もよく聞いて、こういう動きをしたいのだということを相談しておりました。防災の講演もして下さった方で、そこからつながったのですけれども、民間といいますか、一市民団体として動いたらいいな、動いていきたいなと思ったのです。

浜中町にも防災士はいるのですが、一度も顔を合わせたことがないということをお聞きしたのです。防災士の方とお話をさせてもらったら、何かしたいと思っていますということでしたので、勉強会なり、顔を合わせるといようなことをしたいと思っていますというお話をいただいていたものですから、いつ知らせてもらえるのかと思っていたのです。

真面目に捉えてくださったのだと思いますし、行政として先導を切ってやらなくてはならないと思うから9月になってしまっているのかなと思いましたけれども、一NPOとして、一市民団体として動きたいと考えております。それでも、行政の協力は仰ぎたいなと思ったものですから、今日の質問になりました。ぜひ、そういう横のつながりを持っていただければと思います。

防災士といっても自分の身は自分で守るところから始まります。行政の邪魔はしない中で少しでも手伝えればという思いから動きたいと考えていますので、ぜひ協力していただきたいと思います。

共助に関してはいろいろとやれることがあるのではないかと、意識の高い方たちはいるのではないかと考えています。

また、公助の点では、水門の遠隔操作が浜中町だけというのはとても優秀なことですし、すばらしいなと思っております。

次の質問ですが、自助の点、共助の点、公助の点で行政としてどういうことができるのか、考えがあったらお聞かせ願います。

○議長（落合俊雄君） 防災対策室長。

○防災対策室長（春日良太君） 自助、共助、公助について、行政としてさらにできることがあるかという問いについてです。

まず、自助については、議員がおっしゃるとおり、恐らく、ほとんど町民の皆さんは、災害時、自分がどこにどのルートで逃げるのかを理解していると我々も認識しております。自助の意識が非常に高いと考えております。

ただし、これも議員がおっしゃるとおり、日頃からの備えという点に関してはまだ広く町民に浸透していないと感じています。さらにできることになるかどうかは分かりませんが、まずは津波避難訓練や防災講演会などを通じて備えの必要性や意識を高く持つ

てもらうための啓発活動を今後も積極的に実施したいと考えております。

また、共助について、先ほどの防災士のこととはまた別になりますけれども、発災直後に命を守る方法としては、やはり、自助と共助しかないのです。このような中で、共助は隣近所や自治会、町内会の助け合いが非常に重要となってきます。また、避難場所においても、それぞれの避難場所に避難してきた人たちでの助け合い、また、共助による避難所運営が非常に重要となってきます。そのような中で、行政として共助の意識を高く持ってもらえるような働きかけをどのようにしていくかについてです。申し訳ありませんが、やはり、避難訓練や講演会などを通じ、自治会や町内会など、地域のコミュニティーを大事にさせていただいて、避難行動や避難生活において協力していただけるよう、啓発していきたいと考えております。

最後に、公助についてですが、質問にもあります水門や陸閘の遠隔操作をはじめ、防潮堤のかさ上げ、それから、現在計画を実施している津波避難タワー建設など、住民の命を最優先に考えたハード対策を今後も計画どおり進めてまいります。また、ソフト対策として、早期避難や備えの重要性など、防災意識を高める啓発活動を今後も積極的に取り組んでいきたいと考えております。

また、日本海溝・千島海溝周辺海溝型の巨大地震では太平洋沿岸の広い地域が被災する可能性が高いことから、浜中町単独での災害対応は非常に難しいと考えております。ですから、国、道をはじめ、自衛隊や消防、警察など、多くの関係機関と連携していくため、今後も、防災総合訓練や災害図上訓練などを実施し、連携を深めて総体的に災害対応に当たっていききたいと考えております。

○議長（落合俊雄君） 4番三膳時子議員。

○4番（三膳時子君） どれを取っても、やれることややることがまだたくさんあると思います。町民の皆さんも意識を高く持たなければならず、これはお互いだと思うのです。役場におんぶや抱っこではなく、しっかりと意識を持たなければならないと思います。

自助の点では意識の啓発が必要なのではないかなと思っていますし、役場が何とかしてくれるという気持ちはだんだん薄れさせていかなければならないとも思います。

また、防災の訓練です。職員がいるという前提で訓練を始めていますから、訓練の仕方も見直さなければならないと思います。

共助の点では、先ほども言いましたけれども、行政のお力を借りることになりますので、よろしくお願いしたいと思います。

公助の点では、このたび、本庁舎が高台に移転したということで、絶対に安心ですよ。でも、庁舎に避難すれば安心だというのは本当に一握りの住民です。

本部から見下ろしたところにいる住民が右往左往しない情報発信の強化を図って、そういう町民だから成功したという防災をつくり上げたいとひそかに思っています。

最後に、町長の固い決心なり、思いを聞かせていただいて、私の質問を終わりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（齊藤清隆君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

何といたしまして、議員も言われていますとおり、災害に対する日頃から備えが一番大事だと思っております。

まず、津波避難訓練、そして、防災講演会をしても、なかなか思うように人数が集まらない中、今回、津波警報、避難指示が出ました。やはり、訓練でできないことは実践でもできないと言われますとおり、本当に多くの皆様に津波避難訓練や防災講演会に出てほしいのです。そのために町としても努力してまいりますし、個人はもとより、自治会や町内会と協働し、よりよい訓練、講演会にしていきたいと思っております。

何といたしまして、津波が来ると分かったら自分の身は自分で守るといったことに尽きますし、一刻も早く高台に避難することは必須ですので、そのスキルアップのためにも訓練や講演会の取組を今後も引き続き行っていきたいと思っております。また、一人でも多くの町民の皆様に参加していただけるような体制を組んでいきたいと思っております。

（４番三膳時子議員、自席へ着く）

○議長（落合俊雄君） 以上で４番三膳時子議員の一般質問は終了しました。

次に、８番谷村敦議員。

（８番谷村敦議員、質問席へ着く）

○８番（谷村敦君） では、通告に従いまして、質問させていただきます。

まずは、移住・定住支援のエキスパートをといたことでございます。

人口減少や人手不足などの解決策として、今や全国の自治体が移住・定住施策に力を注いで久しいことと思います。どの自治体のホームページなんかを閲覧しても、それに該当する窓口を見つけることは難くないです。理想とする生活スタイルを模索する方、自治体の支援や活動に興味を抱き、移住を検討する方、そして、都市部の喧騒から離れるためといったように、経緯はその方々で様々です。しかし、幾つかの関門を突破して移住にこぎ着けたとして、直面するのは希望する職種に就けるのか、地域のコミュニティーに溶け込めるのかといった地方ならではの心配事が付きまってきます。細かな問題点を移住前にできるだけ取り除こうと、数年単位で自治体の窓口相談するケースも少なくないと推察します。そこで検討していただきたいのが移住・定住支援のエキスパート職の設置であります。浜中町への移住を考えてくださる方々に、専門職ゆえの豊富な知識やアドバイス、そして、この担当者だったら信頼できると感じてもらえる寄り添う窓口となりまして、お試し住宅での浜中町での暮らしを体験していただけるよう支援をするものでございます。

そして、以下の質問に移らせていただきます。

まずは、移住、定住のことですが、現在、浜中町に移住や２地域居住を試みる方へ浜中移住体験事業としてお試し住宅が運用されております。

棟数、制度開始からの年数、利用実績などをお知らせ願います。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡部幸平君） ただいまのお試し住宅のご質問にお答えいたします。

まずは、本町のお試し住宅の概要をご説明いたします。

本町のお試し住宅の所在は新川東2丁目93番地ということで、新川地区にありまして、1棟1戸のブロック造の平家建てとなりまして、間取りは3LDKです。

この住宅ですが、建設当時、教員住宅であった建物を平成30年に改修しまして、その翌年からお試し住宅として現在使用されているところでございます。

したがいまして、30年に改修し、令和元年度から現在まで使用されてきたところですが、新型コロナ流行により令和2年度には利用を停止したということがございますので、6年間のうち、令和2年度を除く5か年間、お試し住宅として活用していただいております。

実績ですが、5か年間で延べ53人の利用で、利用日数は794日となります。

また、利用されている方の傾向ですが、年代としては50代から70代の方が多い状況で、利用時期は、主に夏場から秋頃までが多いのですけれども、ここ数年は冬期間の利用の申込みもございます。

また、利用者の中には、夏期に人気がありますけれども、そういった期間を外し、2度目、3度目という方もいらっしゃいます。

○議長（落合俊雄君） 8番谷村敦議員。

○8番（谷村敦君） 再度いらしてくださっている方も多数いるようで、来て、体験していただくと好評であるということがうかがえます。

実際にお試し住宅を使用後に浜中町へ移住なさってくださった方はいらっしゃるのですか。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡部幸平君） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど実績として延べ53名と回答いたしましたけれども、この方たちで移住に至った方は残念ながら現時点ではおりません。ただ、浜中町は大変心地いい場所だということで、1回目は夏に利用された方が、秋や春など、違う季節にも来てみたいという考えで2度目、3度目と申込みをされる方もいるようでございます。

○議長（落合俊雄君） 8番谷村敦議員。

○8番（谷村敦君） 時期をずらしてまでも来ていただけるということは浜中町をきちんと堪能なさろうとしてくださっている方ですね。いずれは移住にまで結びつけばいいと思いますけれども、利用者数の向上、移住者獲得に向けたさらなる取組へ、もっと力を入れる必要性を感じます。

そこで、二つ目の質問です。

お試し住宅にバリエーションをとった提案のようなものでございます。

現在、お試し住宅として利用できている物件は、先ほどおっしゃっていただいたように、新川地区のエゾカンゾウのみで、ちょっと選択肢が少な過ぎですね。そして、町内を見

てみますと、利用されていない公営住宅があることに気づきます。しかも、改修されて真新しい物件や築年数がそう経過していないものなんかも散見されます。これらの物件を柔軟に活用すれば、霧多布地区や茶内地区にも選択肢が広がっていくことになると思います。いかがお考えでしょうか。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡部幸平君） ただいまのご質問にお答えいたします。

お試し住宅につきましては、整備戸数が1棟1戸で、新川地区にあるだけです。現状、特に夏の期間は申込み希望が重なるという状況があり、その都度、調整をしているところです。そういった状況から、担当課としましてはお試し住宅として利用可能な住宅があれば活用したいという考えも持っております。

議員のご質問にありました公営住宅の活用ということですが、公営住宅は基本的に低所得者世帯等の住宅困窮者への提供という名目で国の補助を受けて建設されたという位置づけでございます。

別の用途となるお試し住宅で活用するという場合は目的外利用となりますので、現時点で公営住宅は活用できるかについては不明です。ただ、今後、所管課へ活用の可能性について相談してみたいなと思っているところでございます。

○議長（落合俊雄君） 8番谷村敦議員。

○8番（谷村敦君） 制度の変更など、幾つか乗り越えなければいけないことがあると思いますけれども、可能となるよう、これからも検討をお願いします。

次に、三つ目の質問で、移住を促すPR活動はといったものでございます。

といいますのも、移住促進のための活動は各自治体で積極的に行われておりまして、ターゲット層に届くまで情報が埋もれてしまいがちなのが現状かと思われます。

現段階で考えている効果的なPRやマーケティングなどがあれば、お聞かせ願います。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡部幸平君） ただいまのご質問にお答えいたします。

移住を促すPR活動としましては、現在、当課におきまして大都市圏で開催される移住フェアに本町も出展し、都市圏にお住まいの方で北海道への移住に関心のある方に、本町の産業や景観、気候など、すばらしいものをPRしているところでございます。

本年度は、既に7月に東京都で開催の北海道移住相談会2025 in 東京に出展しております。また、今月下旬には今度は大阪で北海道移住・交流フェア2025 in 大阪というものが開催されますので、そちらにも参加する予定です。

このフェアにつきましては、従来、当課の移住定住担当職員が行っていましたが、今年4月から移住交流コーディネーターの地域おこし協力隊も着任したことから、その隊員もフェアに帯同し、大都市圏の方より移住相談を受けてくるという取組をしております。

また、関連ではございますけれども、現在、担当職員と協力隊員が共同で移住・定住ポータルサイトの製作を進めております。この移住定住ポータルサイトは移住を考えている

方への情報提供に特化したウェブサイトでありまして、議員のご質問にもありましたとおり、本町の情報が他の情報に埋もれないよう、移住を考える人へ分かりやすく本町の魅力をダイレクトに提供するものであります。こういったサイトが完成した折には多くの方の目に触れることとなりますので、移住、定住のPRに役立つものと考えております。

○議長（落合俊雄君） 8番谷村敦議員。

○8番（谷村敦君） 7月に東京での移住フェアに参加なさったとのことですが、手応えなど、分かる範囲で具体的にお願いします。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡部幸平君） ただいまのご質問にお答えいたします。

7月に開催された北海道移住相談会2025 in 東京につきましては、当課の担当職員2名と移住交流コーディネーターの3名で行っておりまして、16組、17名の方の移住相談を受けてきました。その後、移住へと進展しているものはありませんけれども、その方たちの名前等は押さえております。今後、連絡が向こうから来るかもしれませんし、こちらから連絡するということも考えております。

○議長（落合俊雄君） 8番谷村敦議員。

○8番（谷村敦君） 17名の方がいらして、相談して下さったということでした。これからも丁寧なコンタクトを持ちまして、さらなる移住者の獲得につなげていってほしいと思います。また、先ほど話があったように、今年度からの地域おこし協力隊の移住交流コーディネーターの力もお借りしながら、様々な切り口でもっと強力なPRがされていくことを期待しております。

それでは、四つ目の質問で、移住相談窓口についてでございます。

移住を考える方にとっては電話窓口での対応がまちへの印象に大きく関わってくるのも事実でございます。ましてや、対応によってはといいますか、パンフレットなんかをただ送付しただけで終わってしまいますと、思いやりが伝わりません。そうしたことから、移住を検討してくださる方々との距離の近い存在になり、安心して相談ができる関係性を構築するのも大切な業務の一環と捉えます。

相談にいらした方々にどのような対応をしていくべきとお考えか、お知らせ願います。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡部幸平君） ただいまのご質問にお答えいたします。

移住相談窓口の対応に当たっては、議員もおっしゃるとおり、親切丁寧に対応することが重要かと思っております。

本年度に入り、企画財政課の窓口に移住相談に来るケースが増えたと感じておりまして、現在、当課の担当職員と移住交流コーディネーターである地域おこし協力隊が協力しながら移住相談に対応しております。

先月になりますが、大阪府在住の方がセカンドライフの候補地ということで浜中町を訪れまして、話を進めた結果、浜中町の酪農に関して知りたいということで相談を受けまし

て、それから、協力隊員が農協に相談し、日程調整等を行って、その結果、町内の酪農家から酪農見学を含めて直接話を聞く機会を設けることなどができております。そして、議員ももしかしたらご覧になったかもしれませんが、協力隊のタウンプロモーション推進員が毎月発行している地域おこし協力隊の通信4号の中にその記事が掲載されています。

このようなことも含め、現在は、移住交流コーディネーターの隊員と当課の担当職員とともに丁寧に、それから、時間をかけながら移住に関する相談に乗ることができていると感じているところでございます。

○議長（落合俊雄君） 8番谷村敦議員。

○8番（谷村敦君） お答えをいただきました大阪の方ですが、セカンドライフの地ということで酪農に興味を持たれているとのことでした。これは、移住と就農で両方よい、まさに一番の理想としているものだと感じております。

この移住について、一番心細いものと絡み、大きいと思いののは、次の質問に行きますけれども、移住・定住促進課というようなエキスパート機関の設置であります。

先ほど来言っていますように、1年や2年をかけ、他の自治体と照らし合わせて移住を検討する際、やっと担当の方と打ち解けて話がしやすくなり、そろそろ移住について本腰を入れようと思ったところでその職員の方が異動する、今まで対応してくださった方が窓口ではなくなってしまうと、移住を考えてくださる方もちょっと不安に思うところがありますよね。それを解消するべく、異動しない専門職を配置した移住促進課のような機関を置いた道内の自治体もあるほどです。

こういった移住希望者ならではの不安に寄り添った全国にPRしていけるような課を設けてもいいのではと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（齊藤清隆君） ただいまの移住・定住促進課なる機関の設置をといた議員の質問にお答えします。

他の自治体の事例にも若干触れていたと思いますけれども、まずは、今年度、浜中町におきましても4月から移住・定住分野の職員配置に関しててこ入れをしたところでございます。移住・定住業務を所管しておりました企画財政課、企画調整係を二つの係に分けました。一つは地域振興係、もう一つはふるさと創生係です。

この狙いですが、ふるさと創生係という新たな係をつくりまして、これまで十分に取り組むことができなかった移住、定住、交流人口の増加、にぎわいの創出といった業務を担当することで行政組織としての強化を図るということがあります。

まずは、ふるさと創生係をもって地域おこし協力隊であります移住交流コーディネーターとともに、本町への移住、定住を願っております相談者に対し、誠心誠意、対応させていただきたいと思っております。ですから、現段階では、新しい課の創設等ではなく、ふるさと創生係でやりたいと思っています。

また、先ほど企画財政課長からの答弁もございました。ふるさと創生係とともに、移住

交流コーディネーターの方々は本当に一生懸命に取り組まれていると私も評価しておりますので、まずは、そのお力を借り、移住、定住にこぎ着けたいという思いでございます。

○議長（落合俊雄君） 8番谷村敦議員。

○8番（谷村敦君） 町長からもお答えをいただきましたとおり、ふるさと創生係で非常に積極的に移住に関することに取り組んでおられることは私も存じております。協力隊なんかですと特に移住者の気持ちをよく分かってくれると思います。そういった方々を仲間に入れて、一緒になり、これからもきめ細かいサポートをしていってもらえたらと思います。

それをもって、6問目の質問となりますが、地域おこし協力隊員の任期後は戦力としてといった提案でございます。

移住交流コーディネーターだけにとどまらず、移住者の気持ちが分かる立場として、隊員全員や浜中町に移住してこられている方々にも移住促進に関わっていただけるような強力な機関の必要性を考えております。移住してこられた方々が人材となり、未来の浜中町を支えてくれるものと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡部幸平君） ただいまのご質問にお答えいたします。

町長も申しましたとおり、移住相談に関しましては初めの窓口対応が重要でありまして、誠意を持った対応を今後も心がけたいと思っております。

移住交流コーディネーターの隊員も含め、地域おこし協力隊の皆さんはまだ進路が固まっている状況ではないようですけれども、今後、本町において移住者としての経験をどんどん積み重ねていく方々ですので、移住交流コーディネーターに限らず、議員のおっしゃるとおり、ほかの隊員も含め、任期終了後にそういう方向に進む方が生まれれば大変喜ばしいなと思っております。

また、そういった性格の方といいますか、誠意を持って対応ができる方が隊員以外にもいれば本当にありがたいことだなと思っておりますけれども、議員のご意見を参考とさせていただきます、今後の移住・定住施策の業務に当たっていきたいと考えております。

○議長（落合俊雄君） 8番谷村敦議員。

○8番（谷村敦君） 私も、まずは、そういう機関ができるできないということよりも、本当に思いやりのある浜中町の窓口から移住に結びついたということが本当のゴールだと思っておりますので、これからのご努力をふるさと創生係に期待するものであります。

次の大きな質問に移らせていただきます。

霧多布岬周辺に生息するラッコの間接的保護と共生をとったことでございます。

霧多布岬周辺に生息しておりますラッコは浜中町を代表するシンボルの一つとなっており、町民だけにとどまらず、日本全国からのファンに親しまれております。しかし、今年4月には浜中町の海岸で発見されたラッコの死骸から高病原性鳥インフルエンザウイルスH5亜型が検出されました。さらに、5月には親子2頭が複数のシャチに襲われて姿を消

してしまい、捕食されたと推測されております。

ちょっと難しいのですが、臘虎臘肭獸獵獲取締法というものがあります。１９１２年につくられた法律ですけれども、それにより我々が直接保護できないのが現状です。しかし、人間由来による危険やストレスからの保護という観点でまだできることが幾つかあるのではないだろうかと考えております。

もちろん、ラッコ生息区域周辺の漁業資源被害を安易に看過するわけにはいかないのも当然承知しておるところであります。環境の変化を注視しながら漁業者とラッコの共生ができることが望ましいと考えまして、これからの取組について伺ってまいります。

一つ目です。

現在、ラッコの生息地としての環境保護につながる取組は行っていますでしょうか。

○議長（落合俊雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（赤石俊行君） お答えをいたします。

現在、霧多布岬には約１０頭のラッコが生息しておりまして、ここ近年、全国各地から訪れるラッコファンの目を楽しませているところでございます。

議員のおっしゃるとおり、今年の春、高病原性鳥インフルエンザの感染のほか、シャチに捕食されると思われる事例があったことは記憶に新しいものです。ご存じのとおり、臘虎臘肭獸獵獲取締法によってラッコを直接保護することはできませんので、自然の摂理や生態系に介入するということはかなわないものだと思っております。

人間の行動が起因し、ラッコに対してストレスを与えたり、危険を及ぼしたりする行為につきましてはこれまでも自粛を求めてきました。ここ近年では、ドローンによるラッコの撮影があります。ラッコの真上に行って撮影しますと、神経質で警戒心の強いラッコにとっては恐怖や大きなストレスになってしまいます。そうして、この場所では安心して生活ができないと思えば、ここから姿を消してしまいかねないということも考えられますので、ドローンを使用するラッコの観察については制限しておりますし、岬にもその旨の看板を作成し、設置しているところでございます。

○議長（落合俊雄君） ８番谷村敦議員。

○８番（谷村敦君） 実際に、遊歩道の外に出て、危険を冒してラッコを観察、撮影している方、ドローンを飛ばしている方もいたということですか。

○議長（落合俊雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（赤石俊行君） お答えをいたします。

実際に我々が目撃したわけではないのですが、観光客の皆さんから、今、ドローンを飛ばしているよという情報が当課に寄せられることが幾つかあったものですから、そういったこともあり、看板の設置に至っているところでございます。

○議長（落合俊雄君） ８番谷村敦議員。

○８番（谷村敦君） それですと、これからもより一層強いマナーの周知が必要と考えますし、ラッコに関し、勉強もしていかなければなりませんね。

それを踏まえて、2問目の質問でございます。

ラッコに対してストレスを与えないためにも習性に関する知見を持った方や専門家の意見を仰いだことはございますでしょうか。

○議長（落合俊雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（赤石俊行君） お答えをいたします。

ラッコについては、先ほど申し上げたとおり、法律の規制によって保護することなどが一切できない、人間が直接関与することはできませんので、特段、専門家からの正式な意見などを求めたことはございません。

しかし、本町では、長い間、毎日のようにラッコを見守っていただいている湯沸地区のエトピリカ基金の片岡理事長とふだんからいろいろなお話をさせていただいており、先ほどのドローン禁止の看板の設置も片岡さんの助言をもらいながら一緒に進めてきたところでございます。

今後とも引き続き相談させていただきたいと思っておりますし、何かあった際には別の専門家の方にも相談をできればなと思っております。

○議長（落合俊雄君） 8番谷村敦議員。

○8番（谷村敦君） 当町にも詳しい方がいらっしゃるということですね。そして、今お答えをいただいたように、これからは専門家の方にも相談するというお答えをいただきましたが、これからもラッコにストレスを与えないような向き合い方をこちら側でも考えていく必要があると思います。

それでは、次の質問でございます。

三つ目ですが、ラッコ基金のようなものの設立の考えはないのか、伺います。

○議長（落合俊雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（赤石俊行君） お答えいたします。

ラッコ基金の関係ですけれども、現時点においてはそういった基金の設立についての予定はございません。

○議長（落合俊雄君） 8番谷村敦議員。

○8番（谷村敦君） ラッコ基金について、今の段階での考えはないということですが、浜中町では貴重な動植物がたくさん生息しております。それらを守るために幾つもの基金や募金の活動に取り組まれている方々もいらっしゃいます。そろそろラッコと漁業との共生に寄与するような取組を考えていくタイミングだと思いますが、お考えはどうでしょうか。

○議長（落合俊雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（赤石俊行君） お答えいたします。

現時点において、そういった考えはまだございませんけれども、今後はその成り行きなどを見つつ、これからの展開も見極めながら、そういったこともこれから検討していければと思っております。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（齊藤清隆君） 私からただいまの質問にお答えいたします。

まず、ここ浜中町内には貴重な動植物がたくさん生息しているわけでありますけれども、とりわけ野生のラッコにつきましては、車から降りて、時によっては十数秒で野生のラッコの生息状況が見られまして、これは日本国中を回っても浜中町のみであると考えております。

ラッコの保護も含めますけれども、まず、浜中町としては、自然とともに生きるまちというフレーズでこれまでも来ていますし、これからもその方向で進んでいきたいと思っております。

先ほど基金の話もございましたけれども、9月1日から、ふるさと納税において、ラッコを見守る岬というタイトルで返礼品なしの寄附金額1口1000円での寄附を募っております。今、ふるさとチョイスでも閲覧できると思いますが、多くの皆様からご支援をいただければなと思っているところでございます。

あわせて、浜中町は自然とともに生きるまちですので、これからも、野生動植物を含め、保護しつつ、豊かな自然を守りながらまちづくりを進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願いします。

○議長（落合俊雄君） 8番谷村敦議員。

○8番（谷村敦君） 今、町長からもお答えをいただきました。

ふるさと納税の返礼品なしのタイプのラッコ関連のものがこれから始まるということです。

これは次に質問しようかと思っていたところですが、実現したということで非常にうれしく思っております。当然、基金に対しても、また、ふるさと納税から考えても、ラッコを守る、ラッコと共生するということだけにとどまらず、浜中町は漁業者との関連が非常に大きいですから、漁業資源に対しても見方を深めていただき、ラッコだけではなく、浜中町らしくラッコや漁業と共生していくということもこれからの浜中町のスタイルとしてはとても魅力になると思いますが、町長のお考えはどうでしょうか。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（齊藤清隆君） 質問にお答えします。

答弁が重複いたしますけれども、浜中町は自然とともに生きるまちです。ラッコについては厄介者と言われるようなことも多々あるかと思いますが、本町にとっては本当に貴重な観光資源でもございます。今がシーズンですけれども、コープはまなかでヨンゼロソフトを食べ、湿原センター、もしくは、琵琶瀬展望台から霧多布湿原を見て、数ある岬を回りながら、最終的には霧多布岬に行って野生のラッコを見て、霧多布温泉ゆうゆうに入って帰るといったような観光ルートもできているようですし、本当に貴重な観光資源だと思っております。まずは、漁業者とともに共存しながら、ラッコの支援を見守ってきたいなと思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 8番谷村敦議員。

○8番（谷村敦君） 最後です。

ラッコを観光のアイコンとして捉えるだけではなく、我々、人間とともに共生を考える浜中町のスタイルというものをこれからは盛り込んでいただければうれしく思います。

（8番谷村敦議員、自席へ着く）

○議長（落合俊雄君） 以上で8番谷村敦議員の一般質問は終了しました。

次に、7番渡部貴士議員。

（7番渡部貴士議員、質問席へ着く）

○7番（渡部貴士君） 通告に沿って、ご質問させていただきます。

まず、地域おこし協力隊の活動についてお伺いいたします。

4月から採用された地域おこし協力隊員が町内の活性化にどのように寄与しているか、現状の活動内容や成果についてお伺いさせていただきます。

まず、担当業務とこれまでの具体的な活動をお示してください。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡部幸平君） 担当業務とこれまでの具体的な活動はというご質問にお答えいたします。

4月に採用しました地域おこし協力隊につきましては、3業種での採用となっております。

業種は、移住交流コーディネーター、タウンプロモーション推進員、観光振興PR支援員ととなっておりますが、所管が二つの課に分かれます。移住交流コーディネーターとタウンプロモーション推進員は企画財政課の所管でありまして、観光振興PR支援員は商工観光課の所管であります。

その上で、企画財政課の所管する隊員の活動についてお答えいたします。

移住交流コーディネーターですが、主な業務は、協力隊の活動拠点ココカラの管理、移住相談の対応及び浜中町の紹介業務、お試し住宅の受入れ及び体験プログラムの実施、移住・定住ポータルサイトの共同企画及び運営、そして、空き家の情報の収集と情報発信などになります。

具体的な活動ですが、移住相談の受理などはその都度対応しておりまして、先ほど8番議員の一般質問でもお答えしておおり、移住相談者の話を聞きまして、場合によっては地域の方と直接話をする機会を設けるようなこともしておりますし、都市圏で開催される移住フェアに同行し、本町のPRをしっかりとさせていただいております。また、移住・定住ポータルサイトの共同企画の作成においても大変積極的に関わっていただいております。

次に、タウンプロモーション推進員ですが、主な業務は浜中町の魅力情報を発信することになります。この情報発信に係る町内資源の調査や取材、撮影を行いまして、町の公式SNSへの投稿、それから、浜中町魅力映像を制作し、ユーチューブによる情報発信、P

Rを行うことです。また、もう一つ業務がありまして、本町の地域おこし協力隊の活動内容をお知らせするための浜中町地域おこし協力隊通信を毎月作成し、全戸配付をしております。

具体的な活動ですが、これまでは情報発信に必要な調査、取材、撮影が主な活動でありましたが、町の公式SNSとしてInstagramとフェイスブックの2種類を開設し、本町の旬な情報を発信している状況でございます。また、魅力発信映像の制作では、ドローンを活用した本町の産業や景観の短編映像を20種類以上のテーマで制作する予定としておりまして、そのうちの数本は年内に公開できるよう、今、進めております。さらに、協力隊通信については着任後の5月から毎月制作しておりまして、今週、第4号が全町に配付されております。

○議長（落合俊雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（赤石俊行君） 商工観光課長。

それでは、観光振興PR支援員の業務について私からお答えをさせていただきます。

協力隊員の皆さんが着任してから約5か月が経過いたしました。毎月の自治会配付の会報のとおり、あらゆる場面で精力的に活躍しております。

これまでの具体的な活動内容ですが、まず、着任して半年ぐらひは庁内の情報収集をしております。まちの観光スポットのほか、産業や食など、あらゆる角度からこのまちを知るといことで情報収集に当たっていただいております。その上で、例えば、ラジオ番組に出演し、情報発信をしていただくほか、町内の各イベントにも参加しております。あるいは、SNSを活用し、本町に関わる動画などを制作し、PRしていただいております。さらには、サイクルツーリズムのモデルルートを策定し、自転車を活用した新たな取組も手がけています。

○議長（落合俊雄君） 7番渡部貴士議員。

○7番（渡部貴士君） ただいま三つの職種について詳しくご説明をいただきましたが、私も協力隊員の活動については積極的に応援、サポートしたいなと思っております。また、隊員たちがSNSで発信している情報を目にする機会が多いです。大変高精度のものをつくり、情報発信をしてくださっているなと評価いたします。

それでは、二つ目の質問です。

隊員のこれらの活動による町内の具体的な成果や地域の反応についてお答えがあればお願いいたします。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡部幸平君） 隊員活動による町内の具体的成果や地域の反応はというご質問でございます。

まず、企画財政課所管の隊員からお答えいたします。

協力隊員の方々の着任後約5か月ということで、短い間ではございますが、この間、まずは本町のことを知り、人に出会うことを重視し、活動しており、時にはイベントのお手

伝いをしたり、学校などからの要望で授業に参加したりという日々を過ごしております。

活動による成果についてですが、移住交流コーディネーターの隊員につきましては、このたびの補正予算に地域おこし協力隊フラワーコーディネーターの予算が計上されておりますけれども、採用を予定している方は当課の職員とは別に参加した移住フェアの中でお声がけをした方で、幸いにも早期の成果に結びつけていただきました。

また、タウンプロモーション推進員につきましては、6月16日に町の公式SNSで最初に投稿して以来、週1本発信することを計画し、着実に現在まで投稿を続けておりまして、これまでに13本の投稿をしております。

地域の反応ですが、協力隊通信をご覧になった方より、想像しているよりもいろいろなことに参加していますね、精力的に頑張っていますよねというご意見をいただいております。

○議長（落合俊雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（赤石俊行君） お答えをいたします。

着任後まだ半年足らずの中、先ほど申し上げたとおりの活動を展開していただいているわけでございますけれども、ラジオ番組への出演やSNSでのPR、あるいは、自転車を活用したモデルルートの策定もこれまでの活動の成果だと思っております。

地域の反応ですが、今まで各種イベントなんかに本当に積極的に参加をしていただいて、手伝いに回っていただいていることに非常に助かっているという声を聞いているところでございます。

○議長（落合俊雄君） 7番渡部貴士議員。

○7番（渡部貴士君） 半年足らずの活動期間ということですが、成果が出ているということは大変素晴らしいと思います。

移住交流コーディネーターの方の活動によって仲間となり得るフラワーコーディネーターを採用されたということでした。秋採用の一人ということでしたが、新しく来る方も迎え入れ、プラス1名の7名での今後の活躍を期待したいと思います。

三つ目の質問になります。

活動上の課題や支障となっている点がありましたらお知らせください。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡部幸平君） ただいまのご質問にお答えいたします。

協力隊全員、あるいは、協力隊員に担当職員を充てていっているのですが、全員が集まり、活動報告などを行う会議を月1回開催しております。

これまでの会議の中では、協力隊から活動上の課題や支障となるような内容の意見をいただいたことはございません。また、通告をいただいてから、企画財政課または商工観光課が所管する隊員に改めて活動に関して支障になっていることがありますかと確認をさせていただきましたが、ありませんという回答でした。

○議長（落合俊雄君） 7番渡部貴士議員。

○7番（渡部貴士君） それでは、このうちの二つ目の質問に移らせていただきます。

地域おこし協力隊の今後の活動方針と町の支援策についてお伺いいたします。

一つ目ですが、年度内、中長期の活動の計画がありましたらお示してください。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡部幸平君） 協力隊員の年度内、中長期の活動計画はというご質問にお答えいたします。

まず、企画財政課所管の隊員からですが、移住交流コーディネーターの年度内の大きな目標として移住・定住ポータルサイトの完成が挙げられます。また、今後、空き家の調査を行いまして、ポータルサイトに掲載可能な物件の選定を行う予定です。

中長期的な活動としましては、完成したポータルサイトにより、町のPR、それから、空き家の情報を提供し、移住を検討する方の相談に応じていきたいと考えております。また、お試し住宅に関し、移住者に対して体験プログラムを実施していく予定です。

タウンプロモーション推進員につきましては、年度内は週1回のペースでSNSの投稿を継続しながら、本町の魅力映像の制作もどんどん進めていくことを考えております。また、中長期的な活動としましては、20種類以上のテーマで制作する予定の本町の魅力映像を完成させ、ユーチューブによる情報発信、PRを行うことになっており、年度内に4本から5本をリリースすることを目標にしております。

○議長（落合俊雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（赤石俊行君） 観光振興PR支援員の年度内の中期的な活動計画についてお答えをいたします。

引き続き、この一年を通してまちの四季折々の情報を収集していただきしつつ、ラジオやSNSを活用したPRをこれからも続けていただきたいと思いますし、各種イベントなんかでのお手伝いも引き続きしていただきたいと思いますと考えております。

長期的な活動ですが、これらの業務を継続していただきながら、既に手がけていただいておりますけれども、観光PRのさらなる充実、そして、自転車を活用したサイクルツアーの誘致、きりたんを利用した新商品の開発に今後とも取り組んでいただきたいと思いますと考えております。

○議長（落合俊雄君） 7番渡部貴士議員。

○7番（渡部貴士君） それでは、二つ目です。

一部重複するかもしれませんが、今後期待される役割や取組についての方向性がありましたらお示してください。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡部幸平君） お答えいたします。

今後期待される役割や取組の方向性ですが、やはり、隊員各自が担当する業務を着実に実施してもらうということになるかと考えております。

移住交流コーディネーターであれば、ポータルサイトの完成、それから、より多くの方

に情報提供し、移住相談などに対応することになると思いますし、タウンプロモーション推進員であれば、町の公式SNSにおいて本町の魅力を町内外に発信しながら、20種類以上の魅力映像を完成させ、その映像をYouTubeで発信することにより、多くの方に浜中町のすばらしさを知っていただければと思っております。同時に、この映像はこの時代の本町の記録映像として後の世代に残すこともできる貴重なものになると思っておりますので、大変期待しているところであります。

○議長（落合俊雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（赤石俊行君） お答えいたします。

観光振興PR支援員の今後の取組についてです。

先ほどの中長期的な活動計画と同じような答弁にどうしてもなってしまいますけれども、観光PRによる観光客の誘致をこのまちで得た情報を基に、観光案内も含め、存分にしていただきたいと思っております。また、先ほど申し上げたとおり、自転車を活用したサイクルツアーの誘致や新商品の開発など、新たな観光コンテンツの発掘に期待しております。

○議長（落合俊雄君） 7番渡部貴士議員。

○7番（渡部貴士君） ここまでの質問に関してはおおむね承知しました。

三つ目の質問に移らせていただきます。

地域課題や要望について町民と協議する機会や場所などは設けられておりますでしょうか。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡部幸平君） お答えをいたします。

協力隊は、日々、様々な個人や団体などから意見交換などの依頼がございまして、実は本日も霧多布中学校から総合的な学習の時間で助言をしてほしいというような要請を受けまして、6名の隊員のうち、都合のつく5名が参加しております。

これまでもこうした依頼はありましたが、今後も依頼があることが予想されます。協力隊員同士で話し合い、可能なものについては今後も参加するかと思います。

○議長（落合俊雄君） 7番渡部貴士議員。

○7番（渡部貴士君） 今回、幾つか質問がある中で重要な質問をさせていただきました。

協力隊員の特性といいますか、地域おこしに協力してくれる、町民の方はそういう理解でいると思います。地域の住民の方々から出てくるような要望に対し、共に解決に向かっていく、正直に言うと、私もそうした思いを強く持っています。

今日は中学校に意見交換で呼び出されているということですが、学校や団体といった単位で協力隊に意見交換を要請することはしやすいのかと思います。しかし、一般町民の方の小さな要望をどのようにかなえていくことができるのか、これは、先ほどの防災の件に関してもそうで、協議会といったものがあれば、課題を共に解決していけますし、地域づくり、まちづくりについて、外から来ていただいている方の知見を酌み上げてこそ

地域振興につながるのではないかと思います。

先ほどのご答弁の中で、月に一度、報告会といったことがあるとお伺いしましたが、地域住民、一般町民の方と交流する、情報提供をし合う機会、場所を設けることができないか、お考えがありましたらお願いいたします。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（齊藤清隆君） ただいま、町民や団体の方々の意見を聞ける場所の確保、それから、協議会という話も出ましたけれども、そういったご質問にお答えいたします。

本町の地域おこし協力隊の採用につきましては昨年度から原課立案方式を採用しているところでございます。各分野における課題、ニーズを一番把握しているのはやはり原課であるという認識の下、原課立案方式を取っているところであります。

まずもって、地域おこし協力隊の制度の基本的な考えでございますが、人手不足のところに採用するというのはNGです。それは議員も承知のことだと思いますけれども、ニーズや行政課題などを基に原課が立案し、協力隊とともに課題解決に当たる方法を今後も取っていきたいと思っております。

今、半年足らずですけれども、地域おこし協力隊の皆さんは本当に地域に溶け込みながら活動を展開している最中です。そして、いろいろな町民の方々から課題等をお聞きしながら、毎月、役場で行われている会議に課題として提出し、みんなで話し合う場を設けているところです。ただ、まだ半年足らずですから、まずはこれを続けていきたいと思っております。その上で、議員が言われたとおり、町民の方々との話合いの場所をつくってくれといったような隊員からの働きかけがありましたら、そのような場面も設ける腹でありますので、ご理解願います。

○議長（落合俊雄君） 7番渡部貴士議員。

○7番（渡部貴士君） 地域課題の解決に向けて協議していく場を今後検討というか、先ほど来、検討というのはやるのかやらないのかというお話もあったように思いますが、前向きに捉えていますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

町としてのココカラの施設整備の対策や創業支援事業補助金制度の活用など、支援策についてお伺いいたします。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡部幸平君） ただいまのご質問にお答えいたします。

企画財政課ではココカラの施設整備の対策について今考えなければいけないことがございます。活動拠点となるココカラにつきましては、議員もご承知のとおりかと思いますが、旧栗本商店で、現在はワークマンハウス浜中店の空き店舗部分を賃貸で利用してございます。

隊員への聞き取りの結果ですが、女性隊員が男女別トイレではないことに若干の使いづらさを感じているということが確認できております。このことについてどういう対応が望

ましいのか、何せ賃貸物件ということもありますので、こういった対応が可能なのか、そういったことについて、今後、協力隊と話し合いながら、方向性を見いだしていきたいと考えております。

○議長（落合俊雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（赤石俊行君） 総合支援事業補助金制度の関係について私からお答えをいたします。

ご存じのとおり、本町では創業支援制度を昨年度からスタートしたわけでございますけれども、この制度は、町内において新たに起業しようとする事業者に対し、新築や改修、あるいは、導入する備品の購入を町内の施工業者に依頼して行う場合、その一部を補助金として支援する制度です。そういったことで、町内に在住して本町で起業するということであれば、協力隊員の皆さんにもそういった構想があれば、内容によっては活用できます。

創業の定義といたしましては、まず、今まで全く事業を営んでいなかった個人が新たに事業を開始したり、法人を設立して事業開始をしたりする場合、それから、今、既に事業を営んでいる事業者が現在経営している業種と全く異なる業種の事業を新たに開始する場合、さらには、現在、町外で事業を営んでいますけれども、新たに本町内に事業所を構えて事業を開始する場合、これらの定義に合致する場合に対象となります。

補助対象者は、前段で申し上げたとおり、本町内に在住すること、また、長く定着をしていただくという意味では、創業後5年以上の事業を継続する見込みがあるということなども条件となってまいります。これらの条件が整えば協力隊の方も活用できます。

○議長（落合俊雄君） 7番渡部貴士議員。

○7番（渡部貴士君） まず、拠点のココカラの利用についてです。

事業の形が出てきたのは12月の議会ですか。そして、3月に具体的なココカラを拠点でというお話があったかと思っています。当時、私としては、地域住民の方、また、移住してくる方、観光で来る方と協力隊員が交流しやすいような場所になるかなと思っていたのです。現状、隊員たちもそれぞれ与えられたミッションでちょっと忙しいから不在になることが多いのだとは認識しています。

例えば、ココカラがそういう拠点だと地域の方が認識すれば行きやすくなるかもしれません。なお、移住促進もしているわけですが、移住を考える方はまず観光に来ると思うのです。観光のついでに移住の相談というのが一般的ではないかなと思います。私も観光事業をやっていますので、そういうことを肌身に感じています。ですから、町民や観光客の方がもう少し立ち寄りやすい場所に、これも難しいかと思うのですが、オープンしている時間がもう少し長ければ協力隊以外の方の足を運んでいただく機会が増えるのではないかと思います。

続いて、創業支援についてです。

この通告書で創業としか記載しなかったのは申し訳ありません。当町の商業の支援としては事業者支援の制度もありますよね。現協力隊員6名の方は基本的に個人事業主あり

ます。映像関係をやっている方も多いですが、設備を更新し、よりいい機材で撮影ができるといった場合、事業者支援制度の申請ができるかどうか、質問させていただきます。

○議長（落合俊雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（赤石俊行君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

通告では創業支援制度ということでございましたが、ただいまおっしゃっていただいたものと違う小規模事業継続支援補助制度に備品購入のメニューもありますので、そういうことであれば、こちらを利用していただくことになるかと思います。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡部幸平君） 商工観光課長から小規模事業継続支援補助制度があるとの答弁がありましたが、企画財政課にも地域おこし協力隊の支援に関わる制度がございますので、それに触れさせていただければと思います。

企画財政課が所管する制度では、地域おこし協力隊起業等支援補助金というものがございまして、こちらは、題名が示すとおり、地域おこし協力隊が町内で起業や事業継承をしようとする際、設備や備品の購入、それから、土地や建物の賃借料など、対象経費について上限１００万円を補助するというもので、協力隊が本町で起業する際にはこういった制度も使えます。

○議長（落合俊雄君） ７番渡部貴士議員。

○７番（渡部貴士君） 補助の制度についてはおおむね承知しました。

もう一つ、答弁漏れと申しますか、ココカラの利用に関してご答弁がありましたらお願いします。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡部幸平君） ココカラの活用に関しましては、議員がおっしゃいますとおり、隊員が活動で外に出ないというとき、ココカラにいるときは、当然、立ち寄られる方は現状でもいらっしゃると聞いております。ただ、隊員が積極的に活動しているときは、どうしても賃貸物件ということもあり、施錠をしなければいけません。そういったときには電気も消灯し、鍵も閉めておりますので、拠点が動いていないという印象があるかもしれません。

誰かが必ず常駐しなければいけないわけではないですし、皆さんが活動されているという状況があって、議員がおっしゃるような少し閉まっているといった印象になっているような気がしております。

○議長（落合俊雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（赤石俊行君） 小規模事業継続支援補助の関係でちょっと説明が足りないところがございましたので、改めて説明させていただきます。

先ほど備品の購入は小規模事業継続支援補助を利用できますよということだったのですが、これは町内の事業者が継続して行うための補助ということですので、今の協力隊の身分ではすぐに使えません。まずは町内の事業者になってもらうということが先で、

継続するためにそういったものが必要だということであれば、その時点で利用できるということになります。

○議長（落合俊雄君） 7番渡部貴士議員。

○7番（渡部貴士君） 今、改めてご答弁いただいたものに関しましては次の質問にも関わってきますので、そちらで改めて質問させていただきたいと思います。

別の質問に移らせていただきます。

地域おこし協力隊の追加募集と定住に向けてお伺いいたします。

1、今後の募集職種と人数などの予定がありましたらお知らせください。

○議長（落合俊雄君） この際、暫時休憩します。

（休憩 午後 3時00分）

（再開 午後 3時30分）

○議長（落合俊雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

企画財政課長。

○企画財政課長（渡部幸平君） それでは、今後の募集職種と人数などの予定はというご質問にお答えいたします。

このたびの募集で採用に至らなかった地域スポーツコーディネーターについては原課から次回も募集をかけたいということで話を聞いております。ただ、現時点におきまして、それ以外の情報は入っていないところでございます。

○議長（落合俊雄君） 7番渡部貴士議員。

○7番（渡部貴士君） フラワーコーディネーター1名が追加になり、来年の春の予定は、今のところ、スポーツコーディネーター追加1名の募集ということで承知しました。

この通告書を提出した当日か翌日か、北海道新聞で別海町の地域おこし協力隊が総勢55人採用になったという記事を見ました。外から来ていただいた方、しかも、地域おこしをしたいといって地方に来てくれる方の影響力は相当大きなものではないかと感じていますし、できれば当町でも、先ほど町長からもありましたように、人材不足の補填ということではなくてということですよ。確かに、私もそれは承知しています。ただ、地域課題をどうやってカバーできるかを多くの人で協議したとき、やっぱり人材といったことになるかと思います。

これに関していうと、ココカラの拠点です。私も空き店舗の利活用と人材誘致が町の課題だと思って、自分でやれることはないか、何とかできないかと模索しているところです。それでかねてより地域おこし協力隊の募集に関して提案し続けてきたところ、この春に募集をし、応募があったということです。

さらに、彼らが現状直面している課題です。先ほどの答弁の中で支障になっていることはないというご説明があったかと思います。ただ、協力隊員と地域の方の協議する場があれば、地域の課題はまだあるだろうと思うのです。そして、それを解決するためにこうい

う職種のこういう人に来てほしいという声はまだ上がるのではないかと思いますので、今回、追加募集の予定はありますかという質問をさせていただきました。

役場の担当課から協力隊員の募集があれば必要に応じて募集するということでしたが、それ以前の段階で、地域住民から、現協力隊員から、こういう職種を募集してほしい、こういう仲間が欲しいという話を原課に上げて、そこで協議し、企画財政課でもんでいただいて募集するという流れはいかがでしょうか。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡部幸平君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ただいま議員がおっしゃった方法はそのとおりでありまして、課題やニーズを知る原課でそういった声を基に協力隊の活用を考えていくという、まさに議員がおっしゃっている方法で進めていこうと考えてございます。

なお、企画財政課で8月下旬に全町向けの地域おこし協力隊の制度説明会を開催しておりまして、これは北海道の地域おこし協力隊のサポート推進室から講師を招いたもので、こういった取組もしておりますので、今後は他部署において活用が検討されていくことにも期待しているところです。

○議長（落合俊雄君） 7番渡部貴士議員。

○7番（渡部貴士君） おおむね承知しました。

それでは、地域おこし協力隊の最後の質問になります。

定住を希望する場合の就業先候補について、行政からの紹介はということのお答えをお願いします。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡部幸平君） 定住を希望する場合、就業先候補を行政からあっせんなどをするかというご質問でございますが、協力隊員につきましては、日々の活動において様々な人間関係を築いて、ある程度、情報や将来のことは考えているということで、まずは隊員本人の考えを尊重したいという考えです。しかしながら、協力隊の方々とふだんから話をする機会の中で就職先のあっせんを希望された場合においては協力隊の希望に沿うように対応してまいりたいと考えております。

○議長（落合俊雄君） 7番渡部貴士議員。

○7番（渡部貴士君） それに関してもおおむね承知しました。

今、協力隊員の皆さんにおのの活動、活躍していただいております、評価に値するものだと思います。ただ、そもそものゴールは定住してほしいというところに向くのではないかと思います。ただ、定住というとハードルが相当高いというのも承知しています。残念ながら定住に至らなくても、今後とも交流を続けていただくといった形も考えられると思うのですけれども、やはり、理想としては、これは国の事業ですから、定住率も評価の対象になっていると思います。

そこで、定住率を上げるための方法ということで、この質問をさせていただきました。

先ほどの支援補助のことに戻るのですけれども、この方々に定住していただく方法です。3年間、協力隊員でいていただくわけです。3年後に任期満了し、残った人に町の補助を出す、支援をするというのが先ほどの答弁かと思います。3月の議会でも同じような質問をさせていただいて、そのようなご回答をいただいたかと思っています。ただ、これは私の考え、また、協力隊員からのヒアリング結果からお話しさせていただきました。

定住する確率を上げるために、先ほどは備品という話もしましたが、例えば、協力隊員でいる間にどこかに事務所を持つ、借りると、3年後に協力隊員の任期が満了してもそこに残る可能性は上がるのではないかなと思いました。

現協力隊員の方々が現在の仕事、協力隊員の報酬がなくなったとき、完全たる個人事業者として定住することができるのか、そのハードルをいかに低くするかが課題だと思っています。ですから、協力隊員でいながらこの支援の制度を受けられるようにならないのですかというご質問でしたが、現状はこうだということで今回は承知しました。

最後の質問に移らせていただきます。

津波警報発生時の避難についてです。

こちらに関しては、先ほどの4番議員からの質問とご答弁でおおむね理解しましたが、一つご質問させていただきます。

私からは、7月30日に発生したカムチャツカ半島地震に伴う津波警報発令に際し、町民及び観光客の避難行動について何うという通告をさせていただいています。

私自身、観光業をやっています。当日はお客様がいらっしゃいませんでしたが、私が役場に避難したのです。その際、ゆうゆがどういう状況になっているのかを見に行ったとき、たまたま観光の方がいらして、実は、その方は、去年、私のところに来ていただいたお客様だったのです。1泊だけだったから僕に連絡はくれなかったそうです。霧多布岬でキャンプをしていたらたまたま地震があり、ゆうゆに避難してきたということだったのです。ちょうど時間帯はお昼で、30日の夕方にフェリーが出るので、午前中のうちにここを離れ、そこに向かいたいということでした。

道道が通行止めだったけれども、実は通れたというお話でした。ただ、災害時に避難した場所が霧多布のほうであれば、通行止めをされたとき、観光客の方は戻れません。飛行機やフェリーの時間があっても絶対条件で通行止めなのか、誰がいかなる場合でも通ることができないのか、ご答弁がありましたらお願いします。

○議長（落合俊雄君） 防災対策室長。

○防災対策室長（春日良太君） 観光客等に対する通行止めの件についてです。

まず、津波警報が発令中は浸水区域外に避難していただいています。例えば、警報中に戻りたいといった場合、行政から、では、戻っていいですとは絶対に言いません。これは間違いありません。個人の考え方でどう行動されるかまで我々は規制できませんが、我々、行政としては警報中は確実に浸水区域外に避難をしていただくようお願いするものであります。

○議長（落合俊雄君） 7 番渡部貴士議員。

○7 番（渡部貴士君） ただいまのご答弁ですと、言い方が適切かどうかは分かりませんが、自己判断ということで承知してよろしいですか。

○議長（落合俊雄君） 防災対策室長。

○防災対策室長（春日良太君） 自己判断といいますか、あくまでも我々から出ていっていいということは申し上げられないということです。

正直に言うと、我々の知らないところで自分の判断として出ていく分には止めようがないといえますか、分からない状況ですから、それについてはどうしようもありませんけれども、我々としては避難指示が出されている中で避難を解いて戻っていいですと絶対に言うことはありません。

○議長（落合俊雄君） 7 番渡部貴士議員。

○7 番（渡部貴士君） 避難に関しては承知しました。

この質問に関しては最初の 4 番議員の質問でおおむね理解しましたが、お伝えしたいことがありますので、お話しさせていただきます。

私は、当時、役場に避難しました。地域の課題がいろいろと出てきたということですが、当日、議員の中では私しかここにいなかったのです。私にはペットがいたものですから、ほぼ駐車場の車の中にいたのですね。被害もそんな大きくなかったので、避難していた方も安心されていたと思うのですが、町長、三役の方々が不在時の中、職員たちの連携と住民の方々の理解の上、大きな混乱なく 30 日は終えることができました。

ただ、当日は三役不在ということだったのです。この日がたまたまそうだったと思うのですけれども、今後も三役が不在になることが日程上あるのかどうか、町長にお伺いいたします。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（齊藤清隆君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

7 月 30 日、私と教育長は沖縄県与那原町に、そして、私の代わりに副町長は東京に釧路地方総合開発促進期成会で中央要望に行っておりまして、その最中に起きた今回の津波警報でございます。

在庁されておりました管理職を含め、職員の皆様に大変な迷惑をかけながらも、懸命に避難対応に当たっていただきました。特に春日防災室長を筆頭に、佐々木総務課長も含め、本当に一生懸命対応に当たっていただきました。三役がいない中でありましたが、今後はないのかという話も含め、話をさせていただきます。

まず、事業継続計画の中では職務代行の順番が決まっております、私がいなるときは副町長、副町長がいなときは教育長、教育長がいなときは防災対策室長、そして、その次に総務課長となっているわけでございます。いかんせん、防災室長も総務課長も対応に追われているわけですし、本部に我々三役がいなかったということで十分な対応もできなかった中ではありましたが、本当に懸命にさせていただきましたことに感謝を申し

上げたいと思っております。

今回はたまたま三役全てがいない状況でありましたが、今後は、誰かが残るといったような日程調整も含め、行いたいと思いますし、避難対応についても万全を期してまいりたいと思っております。

(7 番渡部貴士議員、自席へ着く)

○議長（落合俊雄君） 以上で7 番渡部貴士議員の一般質問は終了しました。

これで一般質問を終わります。

日程第10 議案第59号 浜中町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（落合俊雄君） 日程第10、議案第59号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君）（登壇） 議案第59号浜中町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

このたびは、地方公共団体情報システムの標準化に伴い、住登外者宛名番号管理機能個人番号の独自利用を行う事務及び個人番号の独自利用を行う事務の処理のための庁内連携が総合行政システムに実装されます。このため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に規定される町の独自利用事務の追加が必要となることから、本条例の一部を改正しようとするものであります。

なお、施行期日につきましては標準化システムが稼働する令和7年10月27日としております。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。（降壇）

○議長（落合俊雄君） これから議案第59号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（落合俊雄君） これで質疑を終わります。

これから議案第59号の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第59号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５９号は原案のとおり可決されました。

**日程第１１ 議案第６０号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について**

○議長（落合俊雄君） 日程第１１、議案第６０号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君）（登壇） 議案第６０号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

このたびは、令和７年１月８日に公布された地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律及び令和７年４月２５日に公布された人事院規則に基づき、関連する本条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容につきましては、仕事と育児の両立支援制度の利用に関し、職員周知と意向確認をするための措置を追加するものであります。

なお、施行期日につきましては令和７年１０月１日からとしております。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。（降壇）

○議長（落合俊雄君） これから議案第６０号の質疑を行います。

６番田甫哲朗議員。

○６番（田甫哲朗君） ちょっと分からないので、お聞きしたいと思います。

このたびの改正で、例えば、職員が育休を取得するに当たって、職員からの申出がない中でもその権利の周知と意向確認の措置を講ずるとなっているのですね。申出がなくてもご本人にその意向があるかないかを確認する義務が行政にありますよということかと思うのですが、どのような方法で意向を確認するのか、説明していただきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 総務課長。

○総務課長（佐々木武志君） 議案第６０号のご質問にお答えをいたします。

このたびの改正ですが、昨年の育児休業法の改正に伴いまして、令和７年１０月１日、人事院規則も改正となるわけですが、育児に関わる支援制度で利用しやすい勤務環境をつくってくださいという中で、まず、こちら側から育児休業制度の個別周知をいたします。あくまで妊娠、出産の申出をした時期にそれを行いなさいということが今回の改正のポイントですが、もし申出がなかったとしても、今後、育児休暇を取得しますか

と、例えば、産後パパ育休なんていうのもあるのですけれども、そういった各種制度の周知について、妊娠、出産を申し出た時期に行うことになります。そして、それに伴って本町の勤務時間条例についても改正をさせていただくということです。

○議長（落合俊雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） これで質疑を終わります。

これから議案第60号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第60号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第61号 浜中町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について

○議長（落合俊雄君） 日程第12、議案第61号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君）（登壇） 議案第61号浜中町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

このたびは、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が令和7年1月8日に公布されたことに伴い、関連する本条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容につきましては、職員の部分休業の取得範囲を拡大するのに必要な事項を定めるものであります。

なお、施行期日につきましては令和7年10月1日からとし、必要な経過措置を設けております。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。（降壇）

○議長（落合俊雄君） これから議案第61号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） これで質疑を終わります。

これから議案第 6 1 号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第 6 1 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 1 号は原案のとおり可決されました。

日程第 1 3 議案第 6 2 号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（落合俊雄君） 日程第 1 3、議案第 6 2 号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君）（登壇） 議案第 6 2 号児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

このたびの改正は、本年 4 月 2 5 日に公布された児童福祉法等の一部を改正する法律による児童福祉法の改正において、条項が新設されたことに伴い、同法を引用する浜中町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、浜中町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、浜中町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び浜中町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、引用する条文を特定するため、関連規定の整備を行うものであります。

なお、本条例の施行期日は令和 7 年 1 0 月 1 日としております。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。（降壇）

○議長（落合俊雄君） これから議案第 6 2 号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） これで質疑を終わります。

これから議案第 6 2 号の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 討論なしと認めます。

これから議案第62号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第63号 浜中町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

日程第15 議案第64号 浜中町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(落合俊雄君) 日程第14、議案第63号、及び、日程第15、議案第64号を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(齊藤清隆君) (登壇) 議案第63号浜中町水道事業給水条例の一部を改正する条例及び議案第64号浜中町公共下水道条例の一部を改正する条例は関連がありますので、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

このたびの改正は、災害その他非常の場合にあつて、浜中町指定の給水装置工事事業者及び排水設備等指定工事店の確保が困難となると判断されるときに、被災した設備を早急に復旧するため、他の市町村長などの指定を受けた給水装置工事事業者及び排水設備等指定工事店による工事の実施を特例的に可能にするものであります。

また、議案第63号につきましては、今回の改正に合わせ、一部、文言の整理も行っております。

なお、いずれの条例も施行期日は公布の日からとしております。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。(降壇)

○議長(落合俊雄君) これから議案第63号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 質疑なしと認めます。

これから議案第64号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから議案第 6 3 号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第 6 4 号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第 6 3 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 3 号は原案のとおり可決されました。

これから議案第 6 4 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 4 号は原案のとおり可決されました。

日程第 1 6 議案第 6 5 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について

日程第 1 7 議案第 6 6 号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について

日程第 1 8 議案第 6 7 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更に関する協議について

○議長（落合俊雄君） 日程第 1 6、議案第 6 5 号、ないし、日程第 1 8、議案第 6 7 号を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君）（登壇） 議案第 6 5 号北海道市町村総合事務組合規約の変更に関

する協議について、議案第 6 6 号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議について及び議案第 6 7 号北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更に関する協議については関連がありますので、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

北海道市町村総合事務組合、北海道市町村職員退職手当組合及び北海道町村議会議員公務災害補償等組合は道内の市町村及び一部事務組合等を構成団体とする一部事務組合であります。江差町・上ノ国町学校給食組合の脱退に伴い、規約別表の変更が生じたものであります。

地方自治法第 2 8 6 条第 1 項ではこれを組織する一部事務組合の規約を変更しようとするときは関係地方公共団体の協議によりこれを定めるとされており、第 2 9 0 条では関係地方公共団体の議会の議決を得なければならないとされていることから、議会の議決をいただきたく、ご提案した次第であります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。（降壇）

○議長（落合俊雄君） これから議案第 6 5 号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから議案第 6 6 号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから議案第 6 7 号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから議案第 6 5 号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第 6 6 号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第 6 7 号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第65号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

これから議案第66号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

これから議案第67号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第68号 財産の取得について

日程第20 議案第69号 財産の取得について

○議長（落合俊雄君） 日程第19、議案第68号、及び、日程第20、議案第69号を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君）（登壇） 議案第68号及び議案第69号の財産の取得については関連がありますので、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、国のGIGAスクール構想に基づき、引き続き、児童生徒等へ1人1台の情報端末等を導入し、ICT環境の整備を図ろうとするもので、第1回浜中町議会定例会において予算議決をいただいております。

これらの備品購入に当たり、文部科学省の補助を活用する場合には都道府県単位での会議の設置運営が必須となっており、北海道教育委員会と道内市町村教育委員会が共同で設置した北海道公立学校情報機器整備共同調達会議において一般競争入札を実施し、落札業者として決定した事業者と町が随意契約を交わすものであります。

初めに、議案第 68 号財産の取得については、各小学校の児童用及び教師用分 291 台の購入で、大丸株式会社道東支店釧路出張所と 1798 万 9620 円で随意契約を交わすものであります。

次に、議案第 69 号財産の取得については、各中学校の生徒用及び教師用分 171 台の購入で、同じく大丸株式会社道東支店釧路出張所と 1057 万 1220 円で随意契約を交わすものであります。

なお、納入期限は、いずれも令和 8 年 3 月 16 日としております。

ここに、議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決をいただきたく提案した次第であります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。（降壇）

○議長（落合俊雄君） これから議案第 68 号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから議案第 69 号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから議案第 68 号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第 69 号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第 68 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 68 号は原案のとおり可決されました。

これから議案第 69 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第70号 新たに生じた土地の確認について

日程第22 議案第71号 町の区域の変更について

○議長（落合俊雄君） 日程第21、議案第70号、及び、日程第22、議案第71号を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君）（登壇） 議案第70号新たに生じた土地の確認について及び議案第71号町の区域の変更については関連がありますので、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

まず、議案第70号新たに生じた土地の確認については、水産物供給基盤機能保全事業基本計画に基づき、北海道が事業を進めている琵琶瀬漁港において、マイナス2.5メートル物揚場の改修工事に伴い、公有水面の埋立てが必要となり、令和2年第4回浜中町議会定例会で公有水面埋立ての免許の出願について、異議がないことを答申する旨の議決をいただいたところであります。このたび、公有水面埋立工事が竣工し、新たに土地が生じた際には、地方自治法第19条の5第1項の規定に基づき、その確認について議会の議決をいただきたく提案した次第であります。

次に、議案第71号町の区域の変更については、議案第70号でご説明申し上げました琵琶瀬漁港の一部区域内に公有水面の埋立てにより新たに生じた土地について、隣接する町の区域に編入することにより町の区域が変更となることから、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決をいただきたく、提案した次第であります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。（降壇）

○議長（落合俊雄君） これから議案第70号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから議案第71号の質疑を行います。

5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 町の区域の変更ですが、これを読めば、編入する土地となっていて、今、編入する前の措置の673番地先となっているのです。これは、372.1平米を673番地に編入するということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（落合俊雄君） 水産課長。

○水産課長（東海林圭太君） ご質問にお答えいたします。

編入する土地については、今後、北海道の土地になりますので、北海道が法務局に登録することになりますが、その場合、今の番地のまま面積が広がるという場合と新たに土地の番地をつけるという場合があります。それはまだ北海道に確認しておりませんが、北海道と法務局の協議によって決まるということでございます。

○議長（落合俊雄君） 5 番川村義春議員。

○5 番（川村義春君） 今の説明で分かったのですが、仮に北海道が新たな地番をつける場合には公示されるのですか。それだけ確認しておきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 水産課長。

○水産課長（東海林圭太君） 議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長（落合俊雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） これで質疑を終わります。

これから議案第 70 号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第 71 号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第 70 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 70 号は原案のとおり可決されました。

これから議案第 71 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 71 号は原案のとおり可決されました。

日程第 23 議案第 72 号 令和 7 年度浜中町一般会計補正予算（第 5 号）

○議長（落合俊雄君） 日程第２３、議案第７２号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君）（登壇） 議案第７２号令和７年度浜中町一般会計補正予算（第５号）について、提案の理由をご説明申し上げます。

このたびの補正は、歳出で、前年度繰越金の確定に伴う財政調整基金積立金の増額やまなか福祉応援券事業の関連経費のほか、今後必要とされる経費について補正をお願いしようとするもので、補正額は９４９５万３０００円の追加となります。一方、歳入につきましては、各事業の特定財源として、国庫支出金１３５３万９０００円を充てたほか、不足する財源については地方交付税２１５２万６０００円を充てております。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は１００億３３６６万６０００円となります。

以上、提案の理由をご説明しましたが、詳細につきましては企画財政課長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。（降壇）

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡部幸平君） それでは、議員の皆様、議案の４３ページをお開きください。

議案第７２号令和７年度浜中町一般会計補正予算（第５号）について補足をご説明いたします。

第１条歳入歳出予算の補正では、既定の歳入歳出予算の総額に９４９５万３０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を１００億３３６６万６０００円とする、第２項では歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第１表歳入歳出予算補正によるとしております。

４４ページと４５ページの第１表歳入歳出予算補正及び４６ページと４７ページの歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては説明を省略させていただき、説明の便宜上、５０ページの歳出からご説明いたします。

歳出についてです。

２款総務費１項総務管理費３目財産管理費５９２０万９０００円の追加、その他町有財産管理に要する経費、１０節需用費、光熱水費１１万６０００円の増は、旧茶内第一小学校体育館の地域住民利用に伴う灯油代、基金積立金、２４節積立金、財政調整基金積立金５７９０万円の増は、地方財政法第７条分として令和６年度からの繰越額の２分の１に当たる５７４０万円及び財政調整基金条例第２条分の５０万円を積み立てるもの、公用車管理に要する経費、１３節使用料及び賃借料、テレビ受信料１１９万３０００円の増は、カーナビ搭載の公用車１０台分のＮＨＫ受信料、４目振興費３０５万３０００円の追加、地域振興に要する経費、１０節需用費、消耗品費３１万９０００円の追加は、沖縄県与那原町とのフレンドシップタウン協定締結を記念して懸垂幕や台座つき卓上旗を作成するもの、

12節委託料、地域おこし協力隊業務委託料273万4000円の増は、10月より着任するフラワーコーディネーター1名に係るもの、5目支所及び出張所費17万6000円の追加、浜中支所管理に要する経費、11節役務費、手数料8万8000円の増及び茶内支所管理に要する経費、11節役務費、手数料8万8000円の増は、いずれも本年度更新した戸籍用複合機のドライバー設定に係るもの、8目ふれあい交流・保養センター費131万3000円の追加は、ふれあい交流・保養センター管理運営に要する経費、10節需用費、修繕料で、ホールなど、3か所の排煙窓のワイヤー交換やハンドルボックスの修繕料、2項徴税費、52ページの2目賦課徴収費290万4000円の追加は、賦課事務に要する経費、12節委託料、不動産鑑定評価委託料290万4000円の増で、令和9年度の土地評価替えに向けた標準宅地鑑定評価委託料となります。

3款民生費1節社会福祉費1目社会福祉総務費544万2000円の追加は、その他社会福祉に要する経費、はまなか福祉応援券事業に係るもので、10節需用費、印刷製本費23万8000円の増は、応援券と郵送用封筒の作成代、11節役務費、通信運搬費31万5000円の増は、応援券の郵送代、12節委託料、はまなか福祉応援券業務委託料49万6000円の増は、商工会へ委託する換金作業に係るもの、18節負担金、補助及び交付金、はまなか福祉応援券425万円の増は、対象者1人当たり5000円の応援券を850人分として見込み計上、国民年金事務に要する経費14万3000円の追加は、18節負担金、補助及び交付金、北海道自治体情報システム協議会負担金14万3000円の増で、年金生活者支援給付金事務に伴う国民年金システム改修費、2目障がい者福祉費474万9000円の追加、障がい者福祉給付に要する経費、18節負担金、補助及び交付金、北海道自治体情報システム協議会負担金93万4000円の増は、障害者自立支援給付金支給や資格確認事務に伴う障がい者福祉システムの改修費、22節償還金、利子及び割引料、国庫負担金補助等返還金365万3000円の増は、令和6年度障害者自立支援給付費の国・道負担金の返還金、子ども発達支援事業に要する経費16万2000円の追加は、55ページの22節償還金、利子及び割引料、国庫負担金補助等返還金16万2000円の増は、令和6年度障がい児入所給付費国・道負担金の返還金、3目高齢者福祉費802万1000円の追加は、介護保険特別対策に要する経費、18節負担金、補助及び交付金、地域介護・福祉空間整備等事業補助757万2000円の増は、グループホームなごみ浜中が導入する非常用発電装置に対する補助、19節扶助費、介護サービス利用者負担軽減助成14万6000円の追加は、サービス利用者増による不足見込み、22節償還金、利子及び割引料、国庫負担金補助等返還金30万3000円の増は、令和6年度介護保険低所得者保険料軽減負担金の国費返還金、2項児童福祉費1目児童福祉総務費161万9000円の追加は、常設保育所に要する経費、10節需用費、修繕料19万8000円の追加は、霧多布保育所の電気暖房機器2台の交換修理費用、その他保育に要する経費、22節償還金、利子及び割引料、国庫負担金補助等返還金135万6000円の増は、令和6年度子どものための教育・保育給付費の国・道交付金返還金、その他児童福祉

に要する経費、22節償還金、利子及び割引料、国庫負担金補助等返還金6万5000円の増は、令和6年度子ども・子育て支援交付金の返還金となります。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費43万9000円の追加は、浜中診療助特別会計繰出金で財源調整、6目地域水道費44万9000円の追加は、地域水道管理に要する経費、57ページの12節委託料、検針業務委託料で、熊牛東円地区の水道メーター検針を新たに委託するものとなります。

5款農林水産業費2項林業費2目林業振興費65万4000円の追加は、有害鳥獣被害対策に要する経費、1節報酬、ヒグマ駆除等従事者報酬47万円の追加及び8節旅費、費用弁償18万4000円の追加は、ヒグマ駆除従事者出役回数の増加に伴う不足見込みとなります。

6款1項商工費2目商工振興費124万1000円の追加は、商工振興に要する経費、18節負担金、補助及び交付金、地域経済活性化促進奨励補助28万2000円の追加は、一事業者が行う商品専用の段ボール製作に対する予算不足分、産業振興奨励補助14万3000円の追加は、やっ茶内納涼夏祭りに対するもの、小規模事業継続支援補助81万6000円の追加は、事業用備品購入と事業所改修で2事業者に対するもの、3項観光費190万7000円の追加、霧多布湿原に要する経費、17節備品購入費、施設用備品購入47万3000円の増は、霧多布湿原センターのきりたつぷカフェのテーブル型冷凍冷蔵庫を更新するもの、観光施設に要する経費、10節需用費、修繕料143万4000円の追加は、霧多布岬キャンプ場のバンガロー補修など、観光施設補修に係る不足見込みを計上したものとなります。

7款土木費5項住宅費1目住宅管理費は財源の組替えとなります。

58ページの8款1項消防費2目災害対策費332万8000円の追加、災害対策に要する経費は、いずれも本年7月30日に発生したカムチャツカ半島付近の地震による津波警報避難に関連するもので、10節需用費、消耗品費292万8000円の追加は、消費した災害用備蓄品を補充するもの、11節役務費、クリーニング代30万1000円の追加は、備蓄毛布やタオルケットのクリーニングなど、17節備品購入費、防災用備品購入9万9000円の追加は、8キロガスボンベ5本を購入するものとなります。

9款教育費1項教育総務費2目事務局費4万8000円の追加は、教育委員会事務局に要する経費、8節旅費、費用弁償で、会計年度任用職員1名の採用に係るもの、2項小学校費1目学校管理費17万4000円の追加は、小学校管理に要する経費、15節原材料費、補修用原材料で、浜中小学校の冬季スケートリンク造成に必要な山砂の購入代、3項中学校費1目学校管理費25万3000円の追加は、中学校管理に要する経費、10節需用費、修繕料で、散布小中学校の温水暖房の3階中学校系統の循環ポンプの交換修理、4項高等学校費1目高等学校総務費11万4000円の減、高校管理に要する経費、8節旅費、赴任旅費11万6000円の減は、教員の赴任旅費の確定によるもの、61ページの18節負担金、補助及び交付金、教頭会負担金2000円の追加は、教頭会全国大会参加

に伴う不足分、２目教育振興費８万８０００円の追加は、教育振興に要する経費、１８節負担金、補助及び交付金、霧多布高校生徒会議等参加負担金８万８０００円の増で、サントリーグループ×コープさっぽろ共同企画「霧多布の自然を守ろう！」共同記者会見への生徒２名の出席に係るものであります。

６２ページの給与費明細書につきましては説明を省略させていただき、次に歳入の説明をいたします。

４８ページをお願いいたします。

歳入の１１款１項１目地方交付税２１５２万６０００円の追加は、普通交付税で財源調整となります。

１５款国庫支出金１項国庫負担金１目民生費国庫負担金１３万４０００円の追加は、５節児童手当負担金、児童手当負担金前年度精算交付金１３万４０００円の増で、令和６年度実績確定によるものとなります。

２款国庫補助金２目民生費国庫補助金８０３万８０００円の追加、１節社会福祉費補助金、障害者総合支援事業補助４６万６０００円の増は、障がい者福祉システム改修費の２分の１を計上、３節高齢者福祉費補助金、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金７５万２０００円の増は、グループホームなごみ浜中の非常用発電装置導入補助に対するもの、８目物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金５２２万４０００円の追加は、はまなか福祉応援券事業に充当、３項委託金２目民生費委託金１４万３０００円の追加は、１節国民年金事務委託金、年金生活者支援給付金支援業務事務取扱交付金で、国民年金システム改修費の同額を計上するものとなります。

１６款道支出金２項道補助金２目民生費道補助金１０万９０００円の追加は、１節社会福祉費補助金、介護保険特別対策事業補助で、社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度に係る見込額を計上するものとなります。

２０款１項１目繰越金５９７３万９０００円の追加は、１節前年度繰越金で、財政調整基金積立分と財源調整分で全て予算化をするものとなります。

２１款諸収入６項４目雑入４万円の追加は、公有建物災害共済見舞金４万円の増で、町営住宅茶内団地の窓ガラス修理に係る共済見舞金であります。

以上、議案第７２号の補足説明といたします。

延 会 宣 告

○議長（落合俊雄君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。
本日はこれで延会します。

(延会 午後 4時36分)